

パブリック・コメント実施期間
令和3年2月2日～3月3日

第4期
古賀市障がい者基本計画
【案】
2021～2026(令和 3～8)年度

令和 3 年 3 月
古賀市

目 次

第1章 序 論	1
1. 計画の概要.....	2
(1)計画策定の趣旨	
(2)計画の位置づけ	
(3)計画の期間	
(4)計画の推進体制	
2. 障がいのある人を取り巻く状況	4
(1)統計データからみる現状	
(2)アンケート調査等からみる障がいのある人の状況	
第2章 基本構想.....	21
計画の基本的な考え方.....	22
(1)計画の基本理念	
(2)計画の基本方針	
(3)計画の体系	
第3章 基本計画.....	27
基本目標 1 障がいの理解促進と権利擁護の推進	28
基本施策(1) 障がいの理解促進と権利擁護の推進	28
①障がいの理解促進と障がいを理由とする差別解消の推進	
②行政等における配慮の充実	
③成年後見制度等の権利擁護事業の利用支援	
④障がいのある人への虐待の防止	
基本目標 2 安心・安全な地域生活の実現.....	31
基本施策(1) 地域生活の支援の充実	31
①障がい福祉サービス等の充実と質の向上	
②意思決定・意思疎通支援の充実	
③保健・医療の充実	
④地域における支援体制づくり	

基本施策(2) 障がいのある子どもへの支援.....	33
①障がいの早期発見・早期支援	
②インクルーシブ教育の推進	
③障がいのある子どもの支援体制の充実	
基本施策(3) 安心・安全な環境づくり	35
①防災・災害時の支援体制の充実	
②防犯対策や消費者トラブル防止の推進	
③障がいのある人に配慮したまちづくり	
基本施策(4) 相談支援体制の充実	37
①ニーズに応じた相談支援の提供	
②包括的な相談支援体制の構築	
基本目標 3 社会参加の促進	39
基本施策(1) 雇用・就労の促進	39
①障がい者雇用の促進	
②総合的な就労支援	
③福祉的就労の充実	
基本施策(2) 交流活動及び文化芸術活動・スポーツ等の促進.....	41
①交流活動の促進	
②文化芸術活動・スポーツの促進	
③読書環境の整備	
資料編.....	43

序 論

第1章

1. 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

古賀市では、平成 27(2015)年 3 月に「第 3 期古賀市障がい者基本計画」を策定し、「住み慣れた地域で生きがいを持って生活していくために、障がいのある人もない人も誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現」を基本理念として、障がい者施策に取り組んできました。

この間、国においては、障害者総合支援法及び児童福祉法が改正され、障がいのある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の充実が図られるとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充等の環境整備がさらに進められました。また、障害者雇用促進法の改正により、職場における障がいのある人への合理的配慮の提供義務が定められ、精神障がいのある人を法定雇用率の算定に加えるようになるなど、就労環境の整備も図られてきたところです。

しかしながら、本市においては、ひとつの家庭の中で障がいや高齢者介護、経済的困窮などの複数分野の困りごとを抱えている状況や、障がいのある人がひきこもりにより支援に繋がりにくくなっている状況などがみられ、今後は、障がいのある人の多様な生活状況に応じて、多機関が連携して包括的な支援を行う必要性が生じています。また、障がいを理由とした差別を受けたり、嫌な思いをしたりしたことがある人がいまだ多いことから、今後さらに障がいや障がいのある人への理解を深め、差別を解消していくための取組を進めていかなければなりません。

こうした障がいのある人のニーズや国の障がい福祉施策の動向に対応し、障がいのある人の自立と社会参加を推進するため、令和 3(2021)年度からの新たな計画を策定することとします。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に定める「市町村障害者計画」として、本市における障がい者施策の基本的方針や推進の方向性を定めるもので、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に定める「障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 に定める「障害児福祉計画」の整合性をとった計画です。

障害者基本法

(障害者基本計画等)

第 11 条

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、令和 3(2021)年度から令和 8(2026)年度までの 6 か年とします。なお、計画期間中においても必要に応じ計画の見直しを行います。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
第 3 期障がい者基本計画 H27～R2					第 4 期障がい者基本計画 R3～R8						
第 4 期 障がい福祉計画			第 5 期 障がい福祉計画			第 6 期 障がい福祉計画		第 7 期 障がい福祉計画			
			第 1 期障がい児 福祉計画			第 2 期障がい児 福祉計画		第 3 期障がい児 福祉計画			

(4) 計画の推進体制

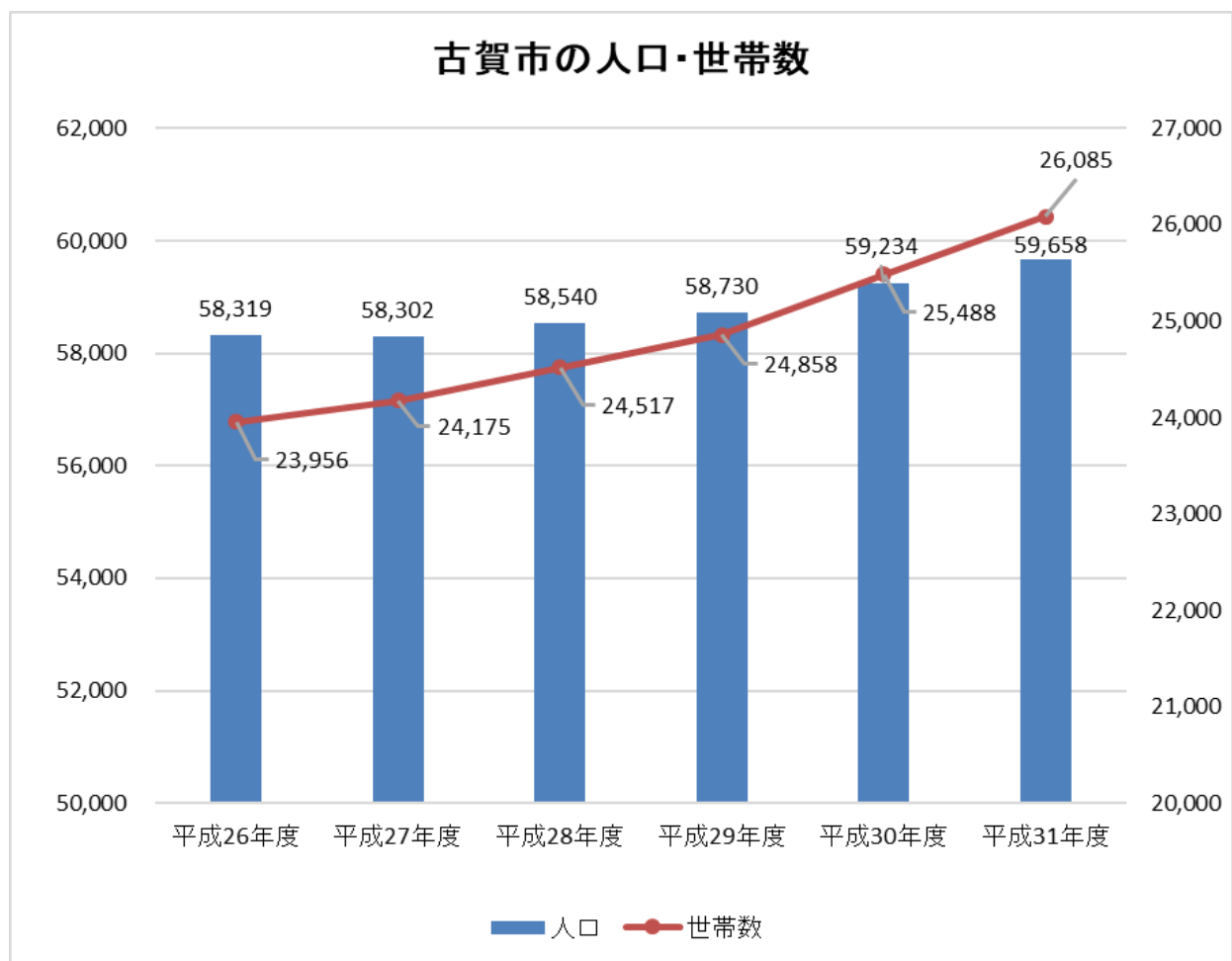
本計画が実効性のあるものとなるように、他の施策などとの関わりを踏まえながら着実に実行していくことが重要となります。そのためにも、関係機関と連携しながら推進及び進行管理に努めます。

また、本市の障がい者施策の審議及び進行管理などを行う「古賀市障がい者施策推進協議会」を中心に、定期的に計画の進捗状況の評価を行い、必要に応じて計画の変更や見直し等を行うこととします。

2. 障がいのある人を取り巻く状況

(1) 統計データからみる現状

① 総人口・世帯の推移



② 身体障害者手帳所持者数

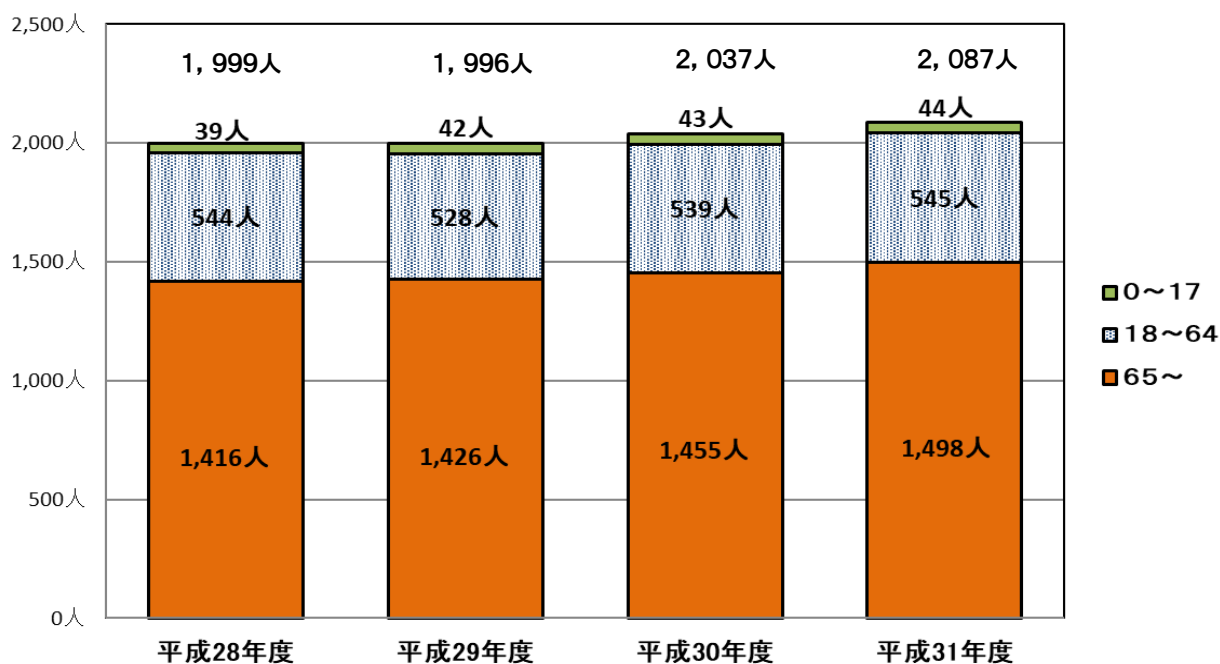
身体障害者手帳所持者数は、緩やかな増加傾向で推移しており、平成 31 年度は 2,087 人となっています。等級別の構成割合は 1 級が 31.7%、2 級が 14.7%で、合わせると 46.4%と約半数を占めています。また、年齢構成では、65 歳以上が 71.8%となっています。

身体障害者手帳所持者数

(各年度末現在)

年度	年齢区分	等級						計
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	
平成 28 年度	0～17	19人	9人	2人	7人	1人	1人	39人
	18～64	161人	106人	84人	110人	50人	33人	544人
	65～	456人	169人	231人	392人	82人	86人	1,416人
	計	636人	284人	317人	509人	133人	120人	1,999人
平成 29 年度	0～17	22人	9人	2人	6人	2人	1人	42人
	18～64	160人	103人	85人	102人	52人	26人	528人
	65～	447人	170人	232人	400人	84人	93人	1,426人
	計	629人	282人	319人	508人	138人	120人	1,996人
平成 30 年度	0～17	24人	9人	4人	4人	1人	1人	43人
	18～64	165人	102人	84人	107人	51人	30人	539人
	65～	444人	189人	239人	401人	86人	96人	1,455人
	計	633人	300人	327人	512人	138人	127人	2,037人
平成 31 年度	0～17	24人	10人	4人	4人	1人	1人	44人
	18～64	163人	102人	84人	112人	50人	34人	545人
	65～	474人	195人	241人	407人	86人	95人	1,498人
	計	661人	307人	329人	523人	137人	130人	2,087人

身体障害者手帳所持者数(年代別)



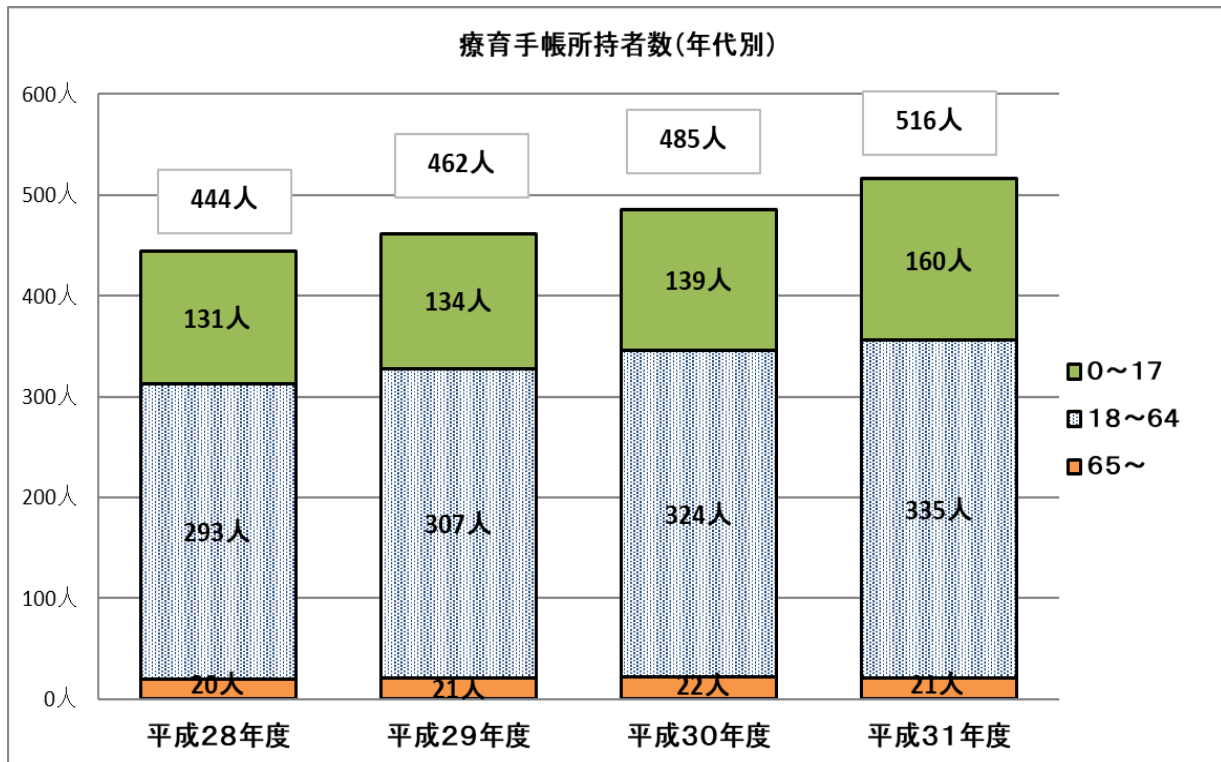
③ 療育手帳所持者数

療育手帳所持者数は増加傾向が続いており、平成 31 年度は 516 人で、平成 28 年度の 444 人から 72 人の増加となっています。等級別の構成割合はAが 40.5%、Bが 59.5%です。また、年齢構成では、18 歳未満が 160 人で、全体の 31.0%を占めています。

療育手帳所持者数

(各年度末現在)

年度	年齢区分	等級		
		A	B	計
平成 28 年度	0～17	35人	96人	131人
	18～64	137人	156人	293人
	65～	14人	6人	20人
	計	186人	258人	444人
平成 29 年度	0～17	36人	98人	134人
	18～64	143人	164人	307人
	65～	15人	6人	21人
	計	194人	268人	462人
平成 30 年度	0～17	37人	102人	139人
	18～64	151人	173人	324人
	65～	16人	6人	22人
	計	204人	281人	485人
平成 31 年度	0～17	37人	123人	160人
	18～64	156人	179人	335人
	65～	16人	5人	21人
	計	209人	307人	516人



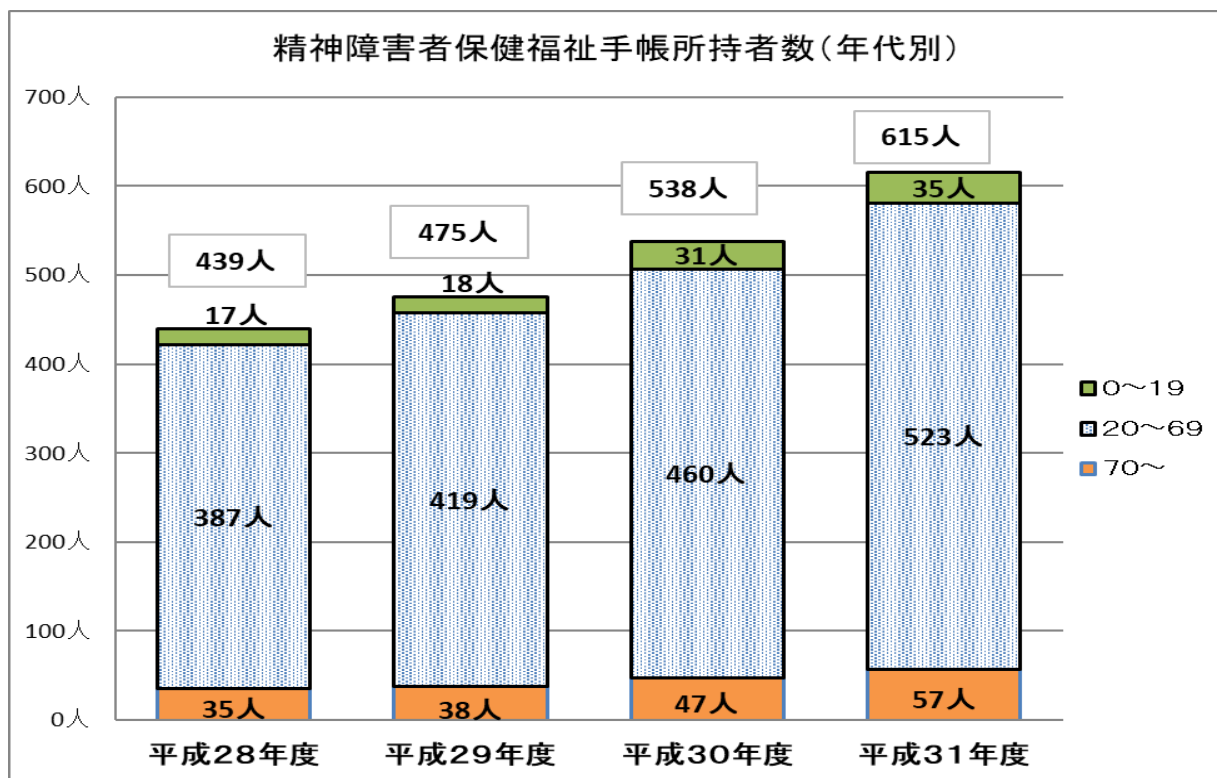
④ 精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数は大幅な増加傾向が続いており、平成31年度は615人で、平成28年度の439人から176人増加し、増加率40%となっています。等級別の構成割合は、1級6.3%、2級58.1%、3級35.6%となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数

(各年度末現在)

年度	年齢区分	等級			
		1級	2級	3級	計
平成28年度	0～19	1人	9人	7人	17人
	20～69	25人	225人	137人	387人
	70～	13人	13人	9人	35人
	計	39人	247人	153人	439人
平成29年度	0～19	1人	7人	10人	18人
	20～69	21人	253人	145人	419人
	70～	13人	14人	11人	38人
	計	35人	274人	166人	475人
平成30年度	0～19	1人	16人	14人	31人
	20～69	18人	279人	163人	460人
	70～	15人	22人	10人	47人
	計	34人	317人	187人	538人
平成31年度	0～19	2人	15人	18人	35人
	20～69	20人	314人	189人	523人
	70～	17人	28人	12人	57人
	計	39人	357人	219人	615人



(2) アンケート調査等から見る障がいのある人の状況

●調査対象者 ※障がい者手帳種間で重複あり

身体障害者手帳所持者 1,965 人

療育手帳所持者 465 人

精神障害者保健福祉手帳所持者 526 人

計 2,810 人

●調査方法 郵送調査

●有効回収率 49.3%(有効回収数 1,386)

●調査期間 令和 2 年 1 月 14 日～2 月 13 日

●調査結果利用上の留意事項

・集計は小数点以下第 2 位を四捨五入している。したがって、回答比率の合計は必ずしも 100%になるとは限らない。

・数表、図表、本文中に示す N は、比率算出上の基数(標本数)である。

N:標本全数

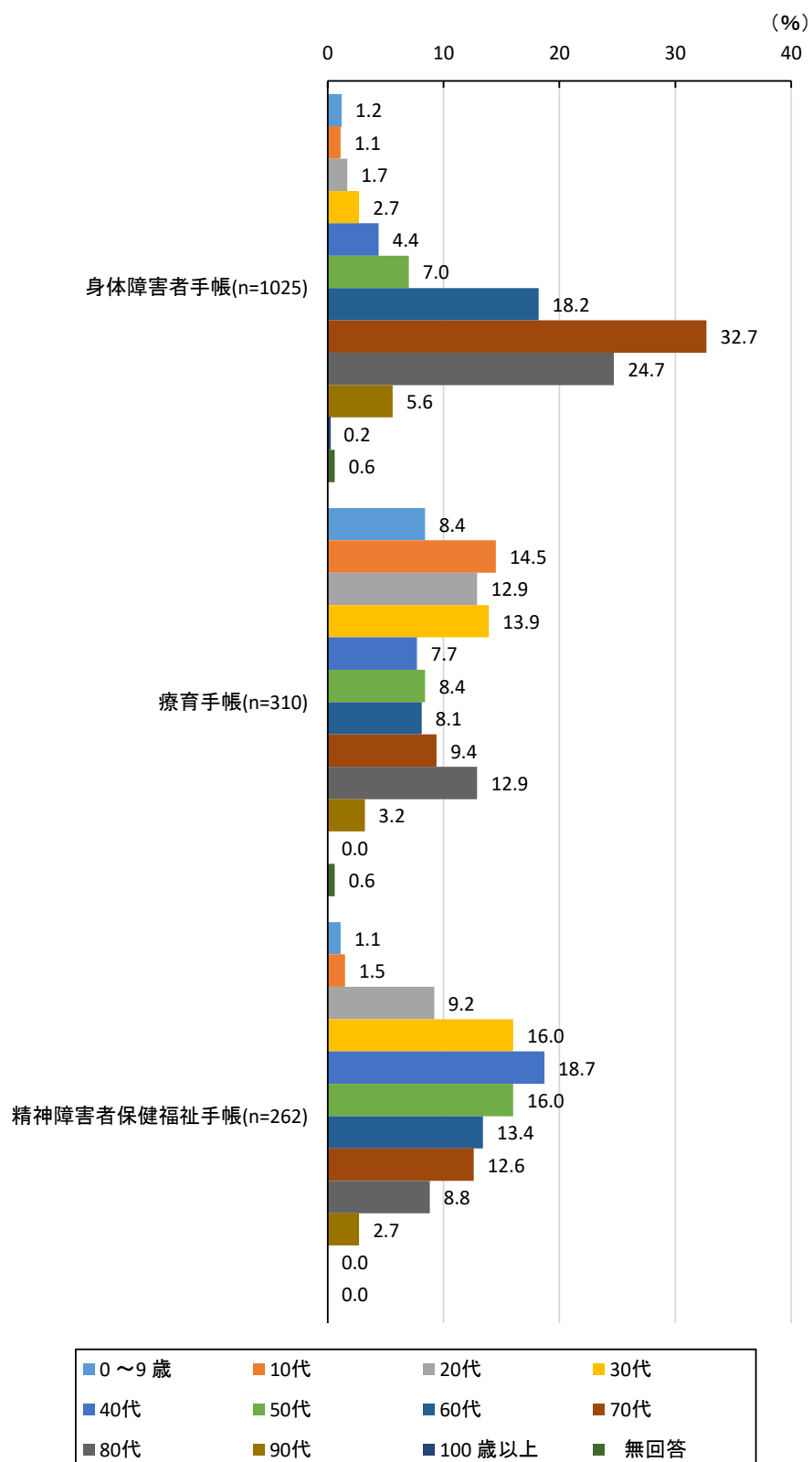
n:該当数(その質問に回答しなくてよい人を除いた数)

・基本属性等とのクロス集計においては、原則として、表側の各属性等の「無回答」を表示していない。ただし、「全体」は属性の「無回答」も含んでいる。

① アンケート回答者の属性等

(上段:実数、下段:%)

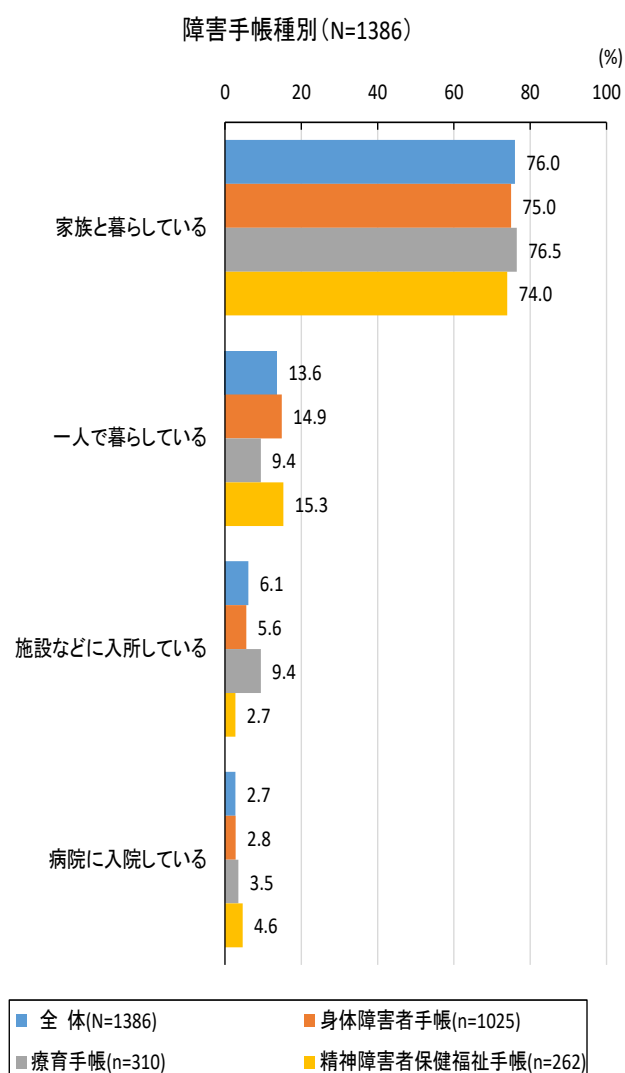
	全 体	0 5 9 歳	1 0 代	2 0 代	3 0 代	4 0 代	5 0 代	6 0 代	7 0 代	8 0 代	9 0 代	1 0 0 歳 以上	無 回 答
全 体	1386 100.0	37 2.7	48 3.5	68 4.9	100 7.2	104 7.5	114 8.2	215 15.5	353 25.5	258 18.6	60 4.3	2 0.1	27 1.9
身体障害者手帳	1025 100.0	12 1.2	11 1.1	17 1.7	28 2.7	45 4.4	72 7.0	187 18.2	335 32.7	253 24.7	57 5.6	2 0.2	6 0.6
療育手帳	310 100.0	26 8.4	45 14.5	40 12.9	43 13.9	24 7.7	26 8.4	25 8.1	29 9.4	40 12.9	10 3.2	0 0.0	2 0.6
精神障害者保健福祉手帳	262 100.0	3 1.1	4 1.5	24 9.2	42 16.0	49 18.7	42 16.0	35 13.4	33 12.6	23 8.8	7 2.7	0 0.0	0 0.0
無回答	34 100.0	1 2.9	0 0.0	0 0.0	2 5.9	0 0.0	0 0.0	2 5.9	4 11.8	3 8.8	3 8.8	0 0.0	19 55.9



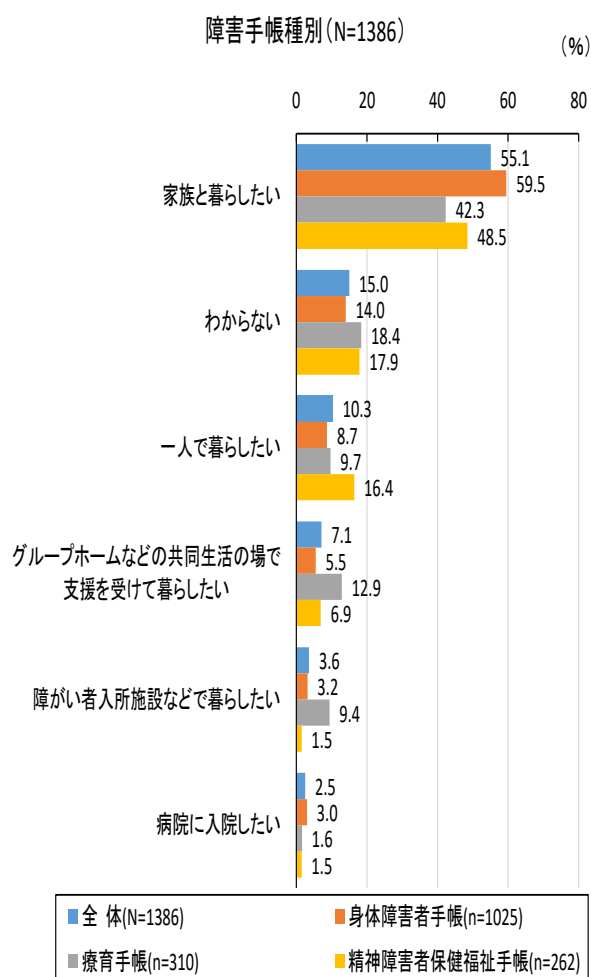
② 住まい・暮らしについて

現在の暮らし方については、いずれの障がい種別でも、「家族と暮らしている」が最も多く、将来望む暮らし方も、「家族と暮らしたい」が最も多くなっています。また、知的障がいのある人の将来望む暮らし方では、「グループホームなど」「障がい者入所施設」の合計が 22.3%となっています。

現在の暮らし方



将来望む暮らし方

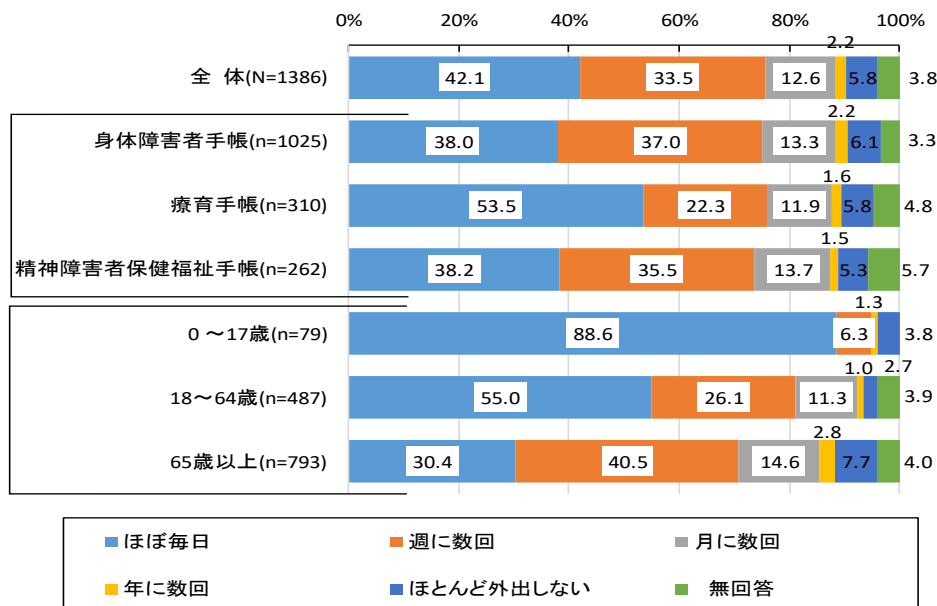


③ 外出の状況について

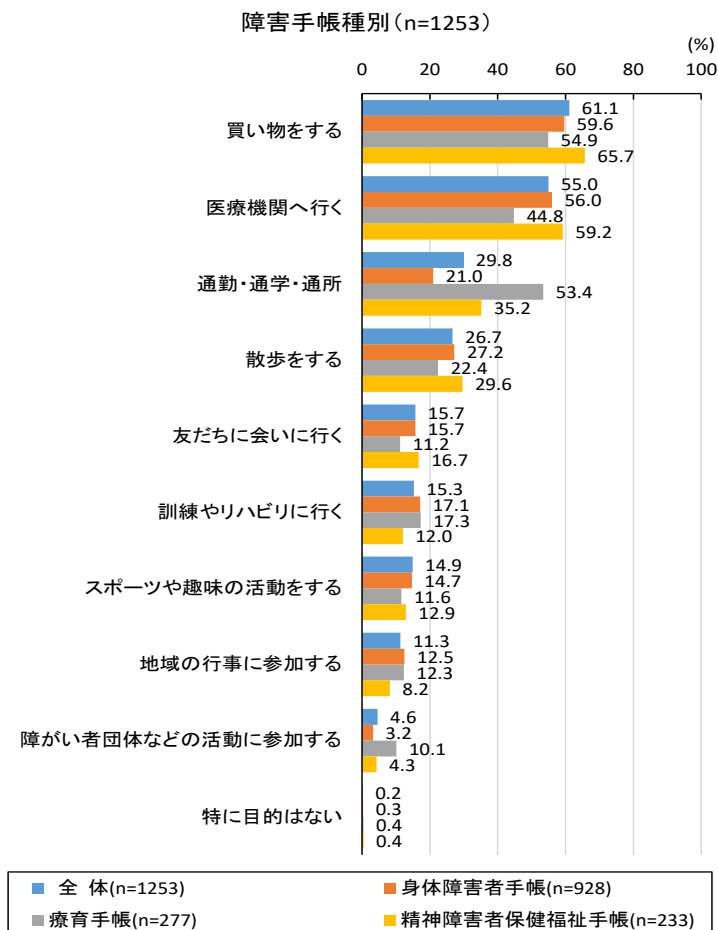
外出の状況は、「ほぼ毎日外出する」「週に数回外出する」の合計が約 76%であり、いずれの障がい種別もほぼ同じ割合となっています。また、年齢区分別に見ると、年齢区分が上がるにつれ、外出の回数が下がっています。

また、外出の目的は、「買い物」が最も多くなっています。

外出の回数



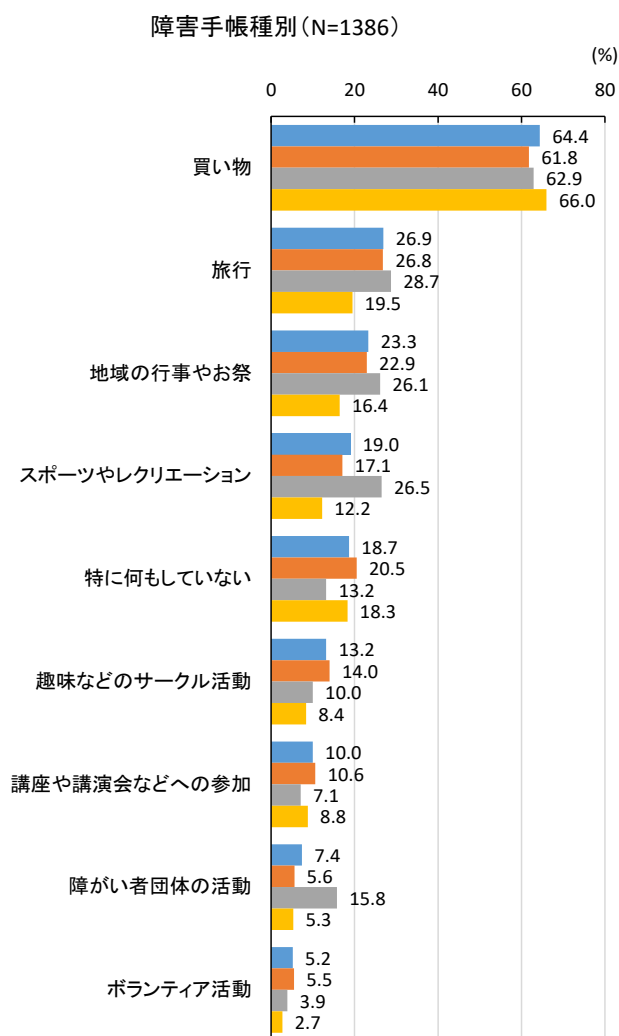
外出の目的



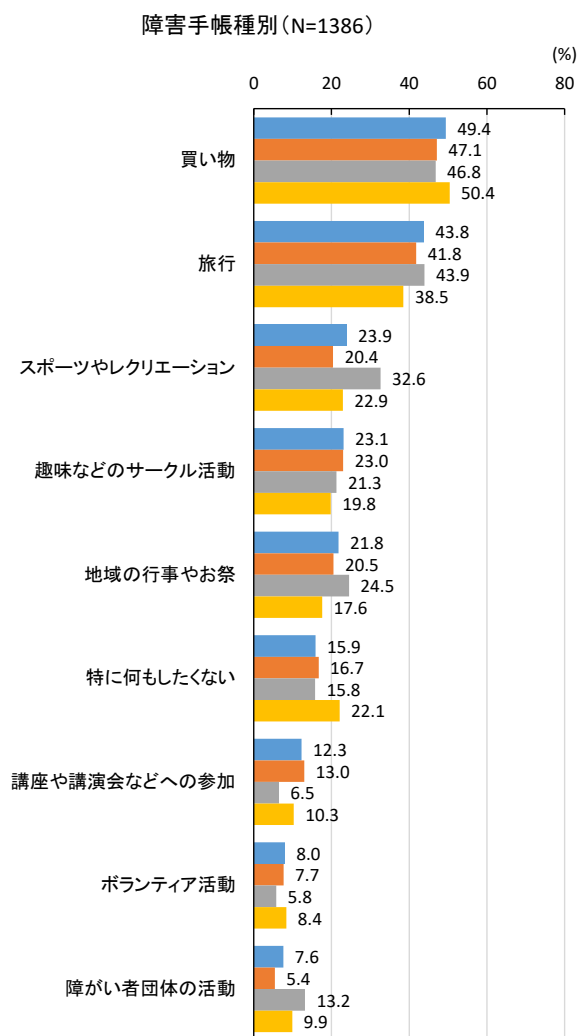
④ 余暇・社会参加の状況について

1年以内にした活動については、全ての障がい種別において「買い物」が最も多くなっています。また、今後したい活動については、「買い物」「旅行」「スポーツやレクリエーション」「趣味などのサークル活動」「地域の行事やお祭」が多くなっています。また、精神障がいのある人の約22%が「特に何もしたくない」と回答しています。

1年以内にした活動



今後したい活動



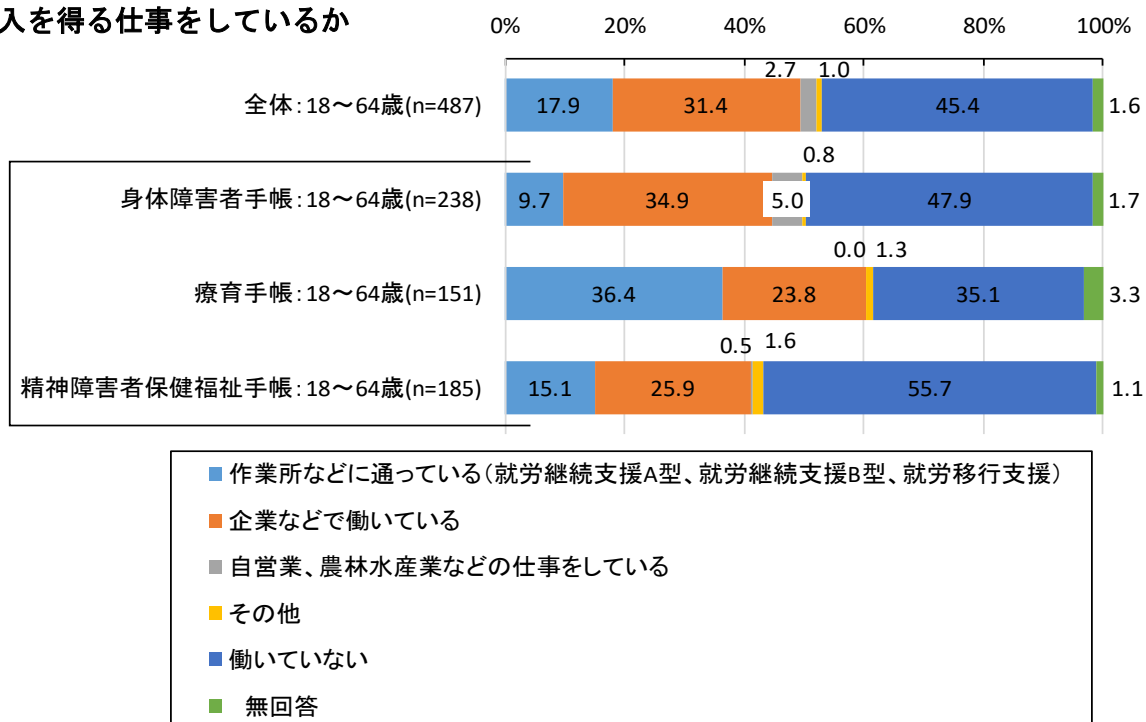
■ 全体(N=1386) ■ 身体障害者手帳(n=1025)
■ 療育手帳(n=310) ■ 精神障害者保健福祉手帳(n=262)

■ 全体(N=1386) ■ 身体障害者手帳(n=1025)
■ 療育手帳(n=310) ■ 精神障害者保健福祉手帳(n=262)

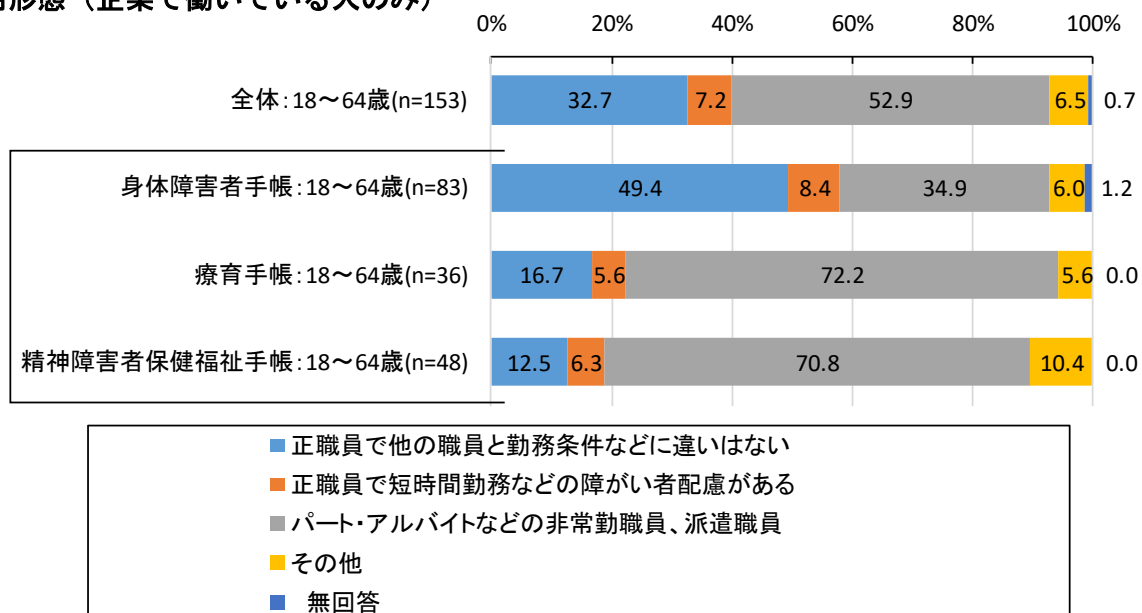
⑤ 就労の状況について

一般的な就労年齢である 18 歳から 64 歳までの障がいのある人のうち、福祉的就労を含めると 53.8%の方が就労しています。また、企業などで働いている人のうち、身体障がいのある人については 57.8%が正社員として雇用されていますが、知的障がいのある人、精神障がいのある人については、パート・アルバイトが最も多くなっています。

収入を得る仕事をしているか



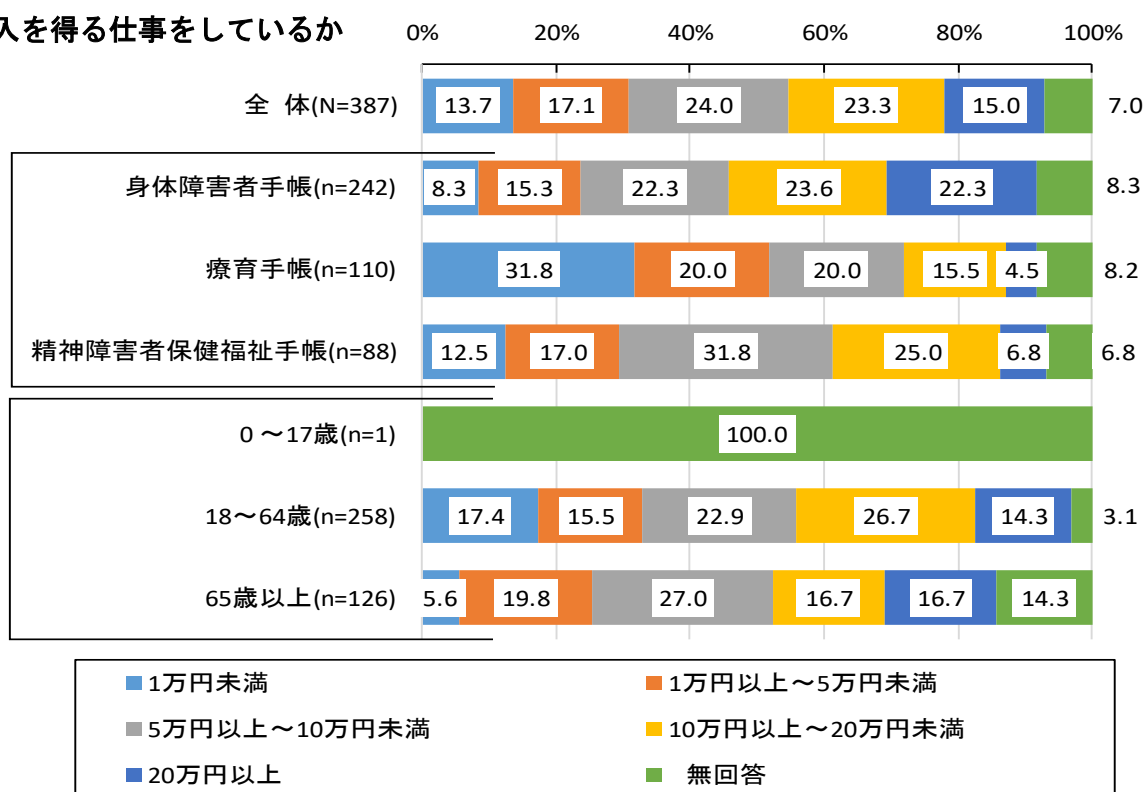
雇用形態（企業で働いている人のみ）



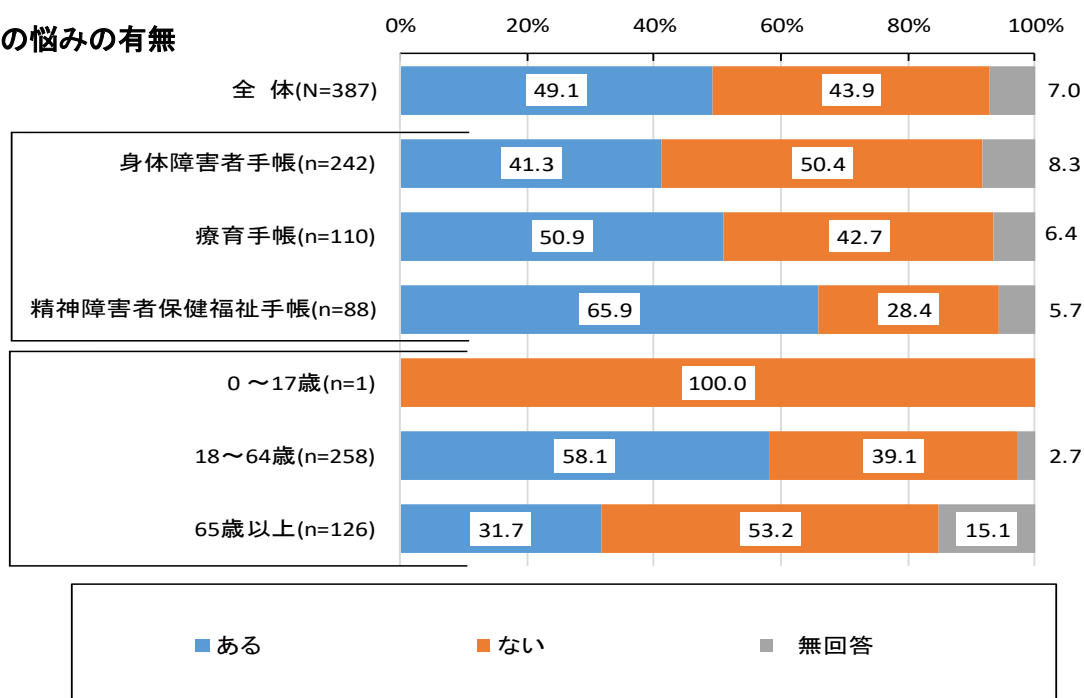
仕事で得る月収は、身体障がいのある人については、「10 万円以上 20 万円未満」、知的障がいのある人は「1 万円未満」、精神障がいのある人は「5 万円以上～10 万円未満」が最も多くなっています。

また、仕事上の悩みについて、約半数が「ある」と回答しており、特に精神障がいのある人においては65.9%が「ある」と回答しています。

収入を得る仕事をしているか

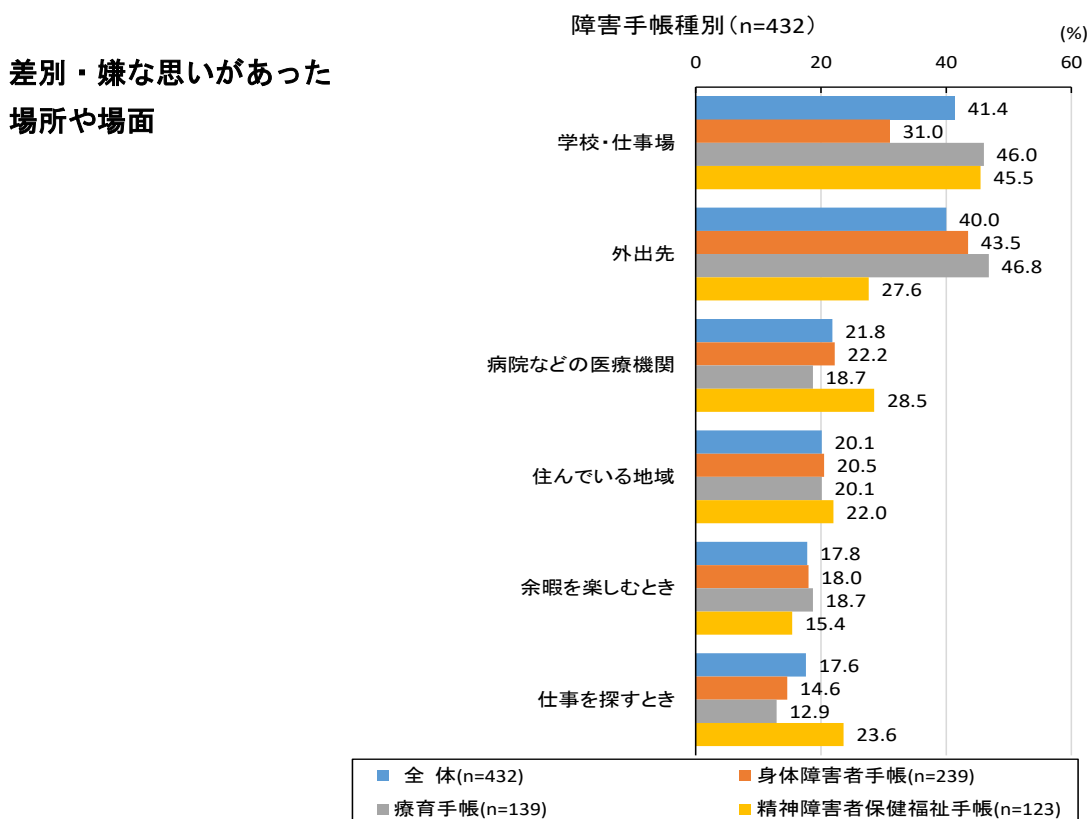
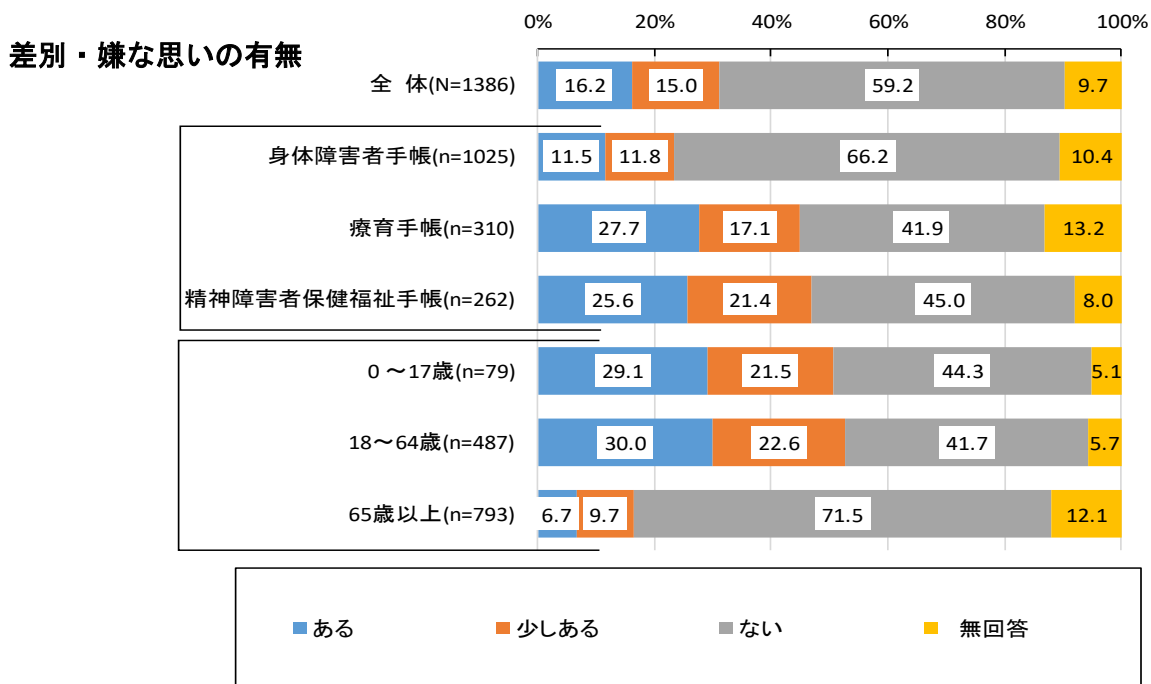


仕事上の悩みの有無



⑥ 権利擁護について

障がいを経験した理由として差別を受けたり嫌な思いをしたことが「ある」「少しある」と回答した人は、31.2%ですが、障がい種別ごとに見ると、身体障がいのある人が23.3%であるのに対し、知的障がいのある人 44.8%、精神障がいのある人 47.0%となっています。また、差別を受けたり嫌な思いをした場所は「学校・仕事場」と「外出先」が多くなっています。

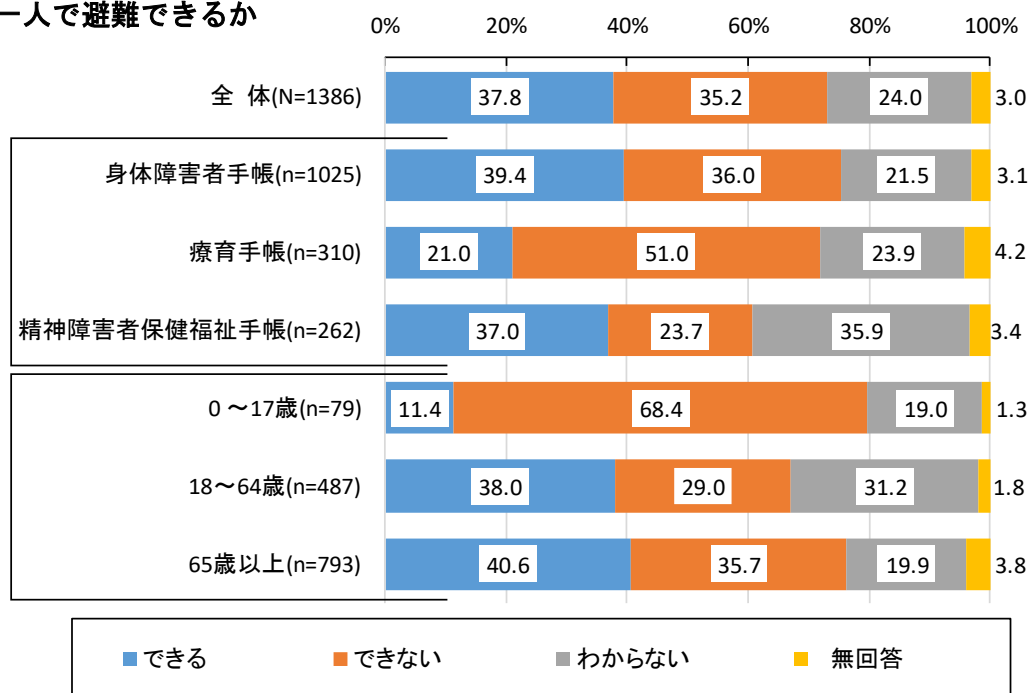


⑦ 災害時の対応について

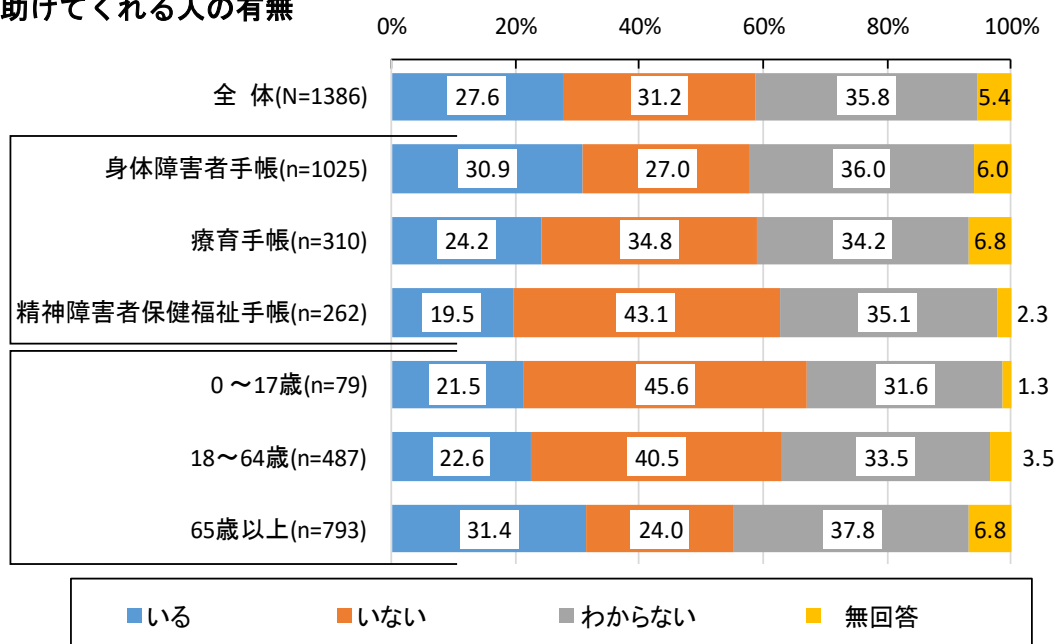
災害時に「一人で避難できない」と回答した人の割合は 35.2%となっており、若年者が多い知的障がいのある人では 51.0%となっています。精神障がいのある人については、35.9%が「わからない」と回答しており、「できない」よりも割合が多くなっています。

また、家族が不在の場合などに近所に助けてくれる人がいるかについては、「いない」「わからない」と回答した人が 67.0%となっています。

災害時に一人で避難できるか



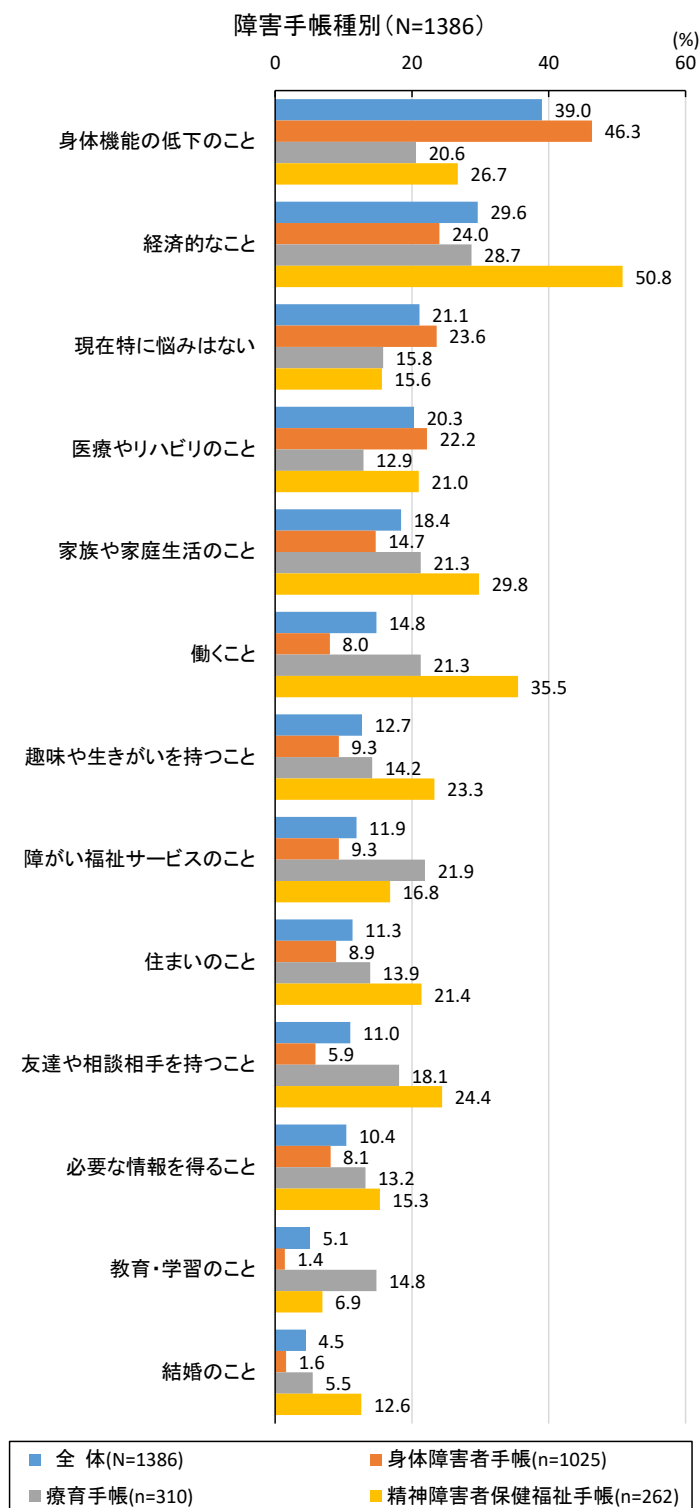
近所に助けてくれる人の有無



⑧ 相談・情報収集について

今の生活での悩みについては、身体障がいのある人は「身体機能の低下のこと」、知的障がいのある人と精神障がいのある人は「経済的なこと」が最も高くなっており、特に精神障がいのある人においては半数を占めています。

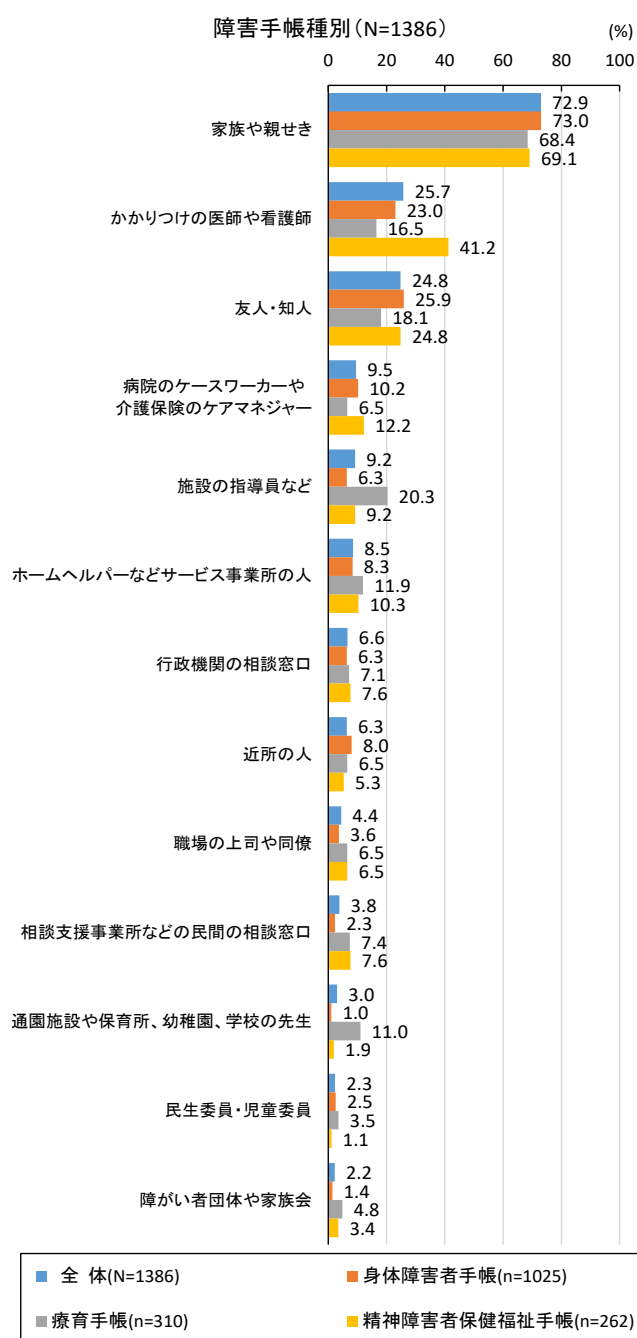
悩みについて



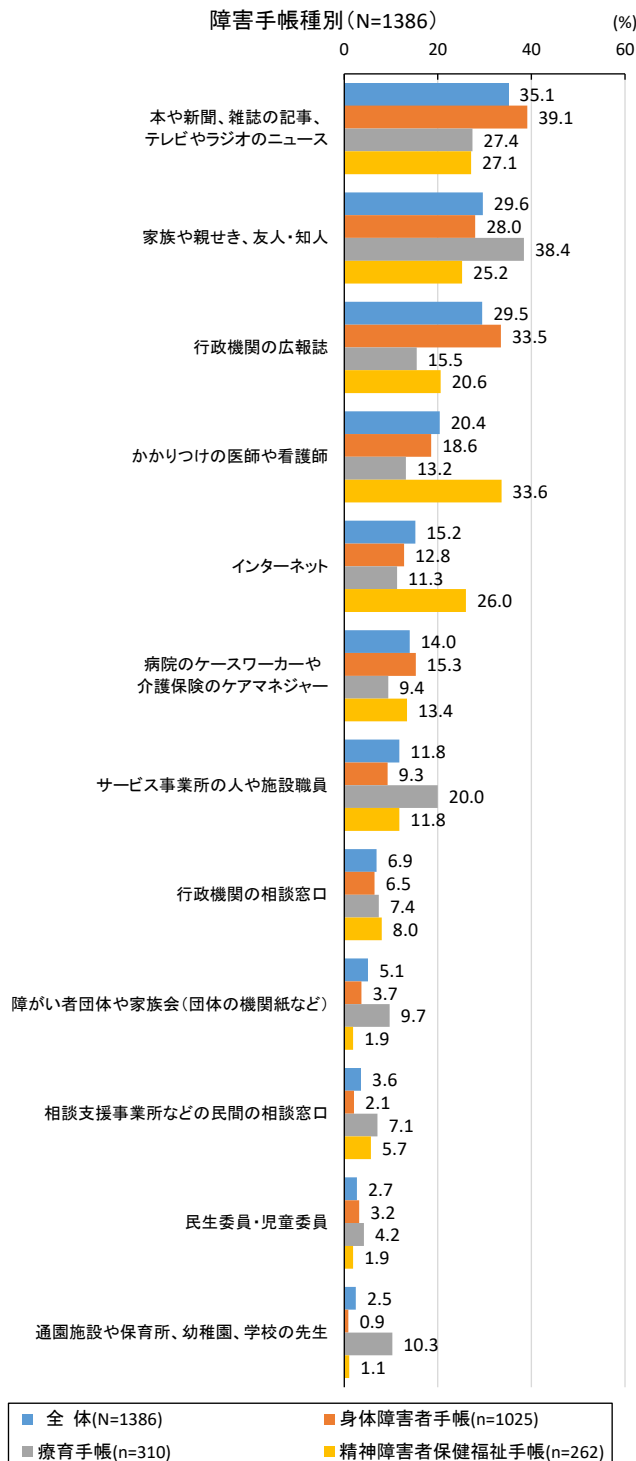
悩みの相談先については、どの障がい種別も「家族や親せき」が最も多く、また、精神障がいのある人については「かかりつけの医師や看護師」も41.2%と高くなっています。

障がいや福祉サービスなどの情報の入手先については、身体障がいのある人は「本や新聞、テレビなど」、知的障がいのある人は「家族や親せき、友人・知人」、精神障がいのある人は「かかりつけの医師や看護師」が最も高くなっています。

悩みの相談先

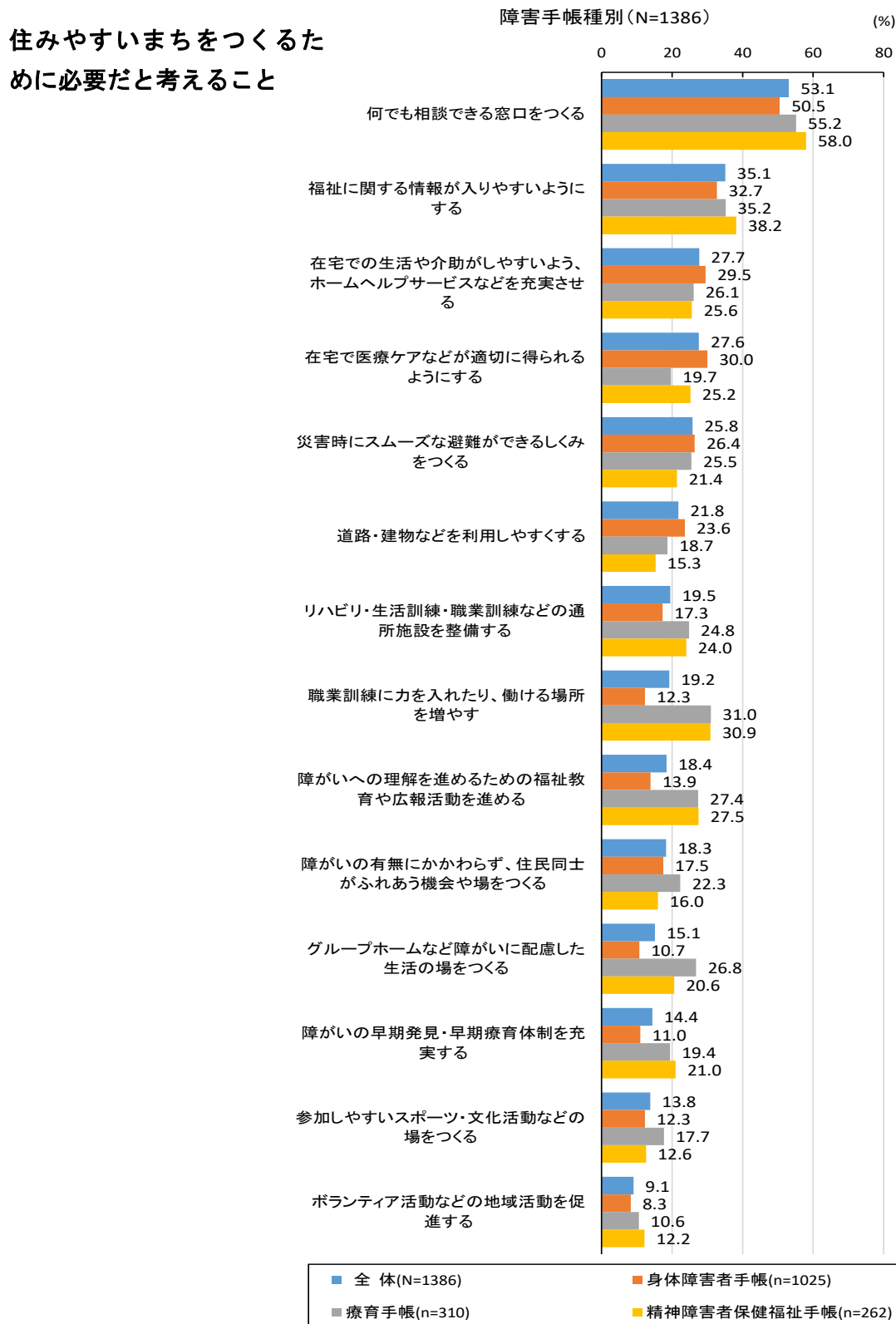


情報の入手先



⑨ 今後のまちづくりについて

障がいのある人にとって住みやすいまちをつくるために必要なことについては、どの障がい種別においても、「何でも相談できる窓口をつくる」が最も高く、次に「福祉に関する情報が入りやすいようにする」が高くなっています。

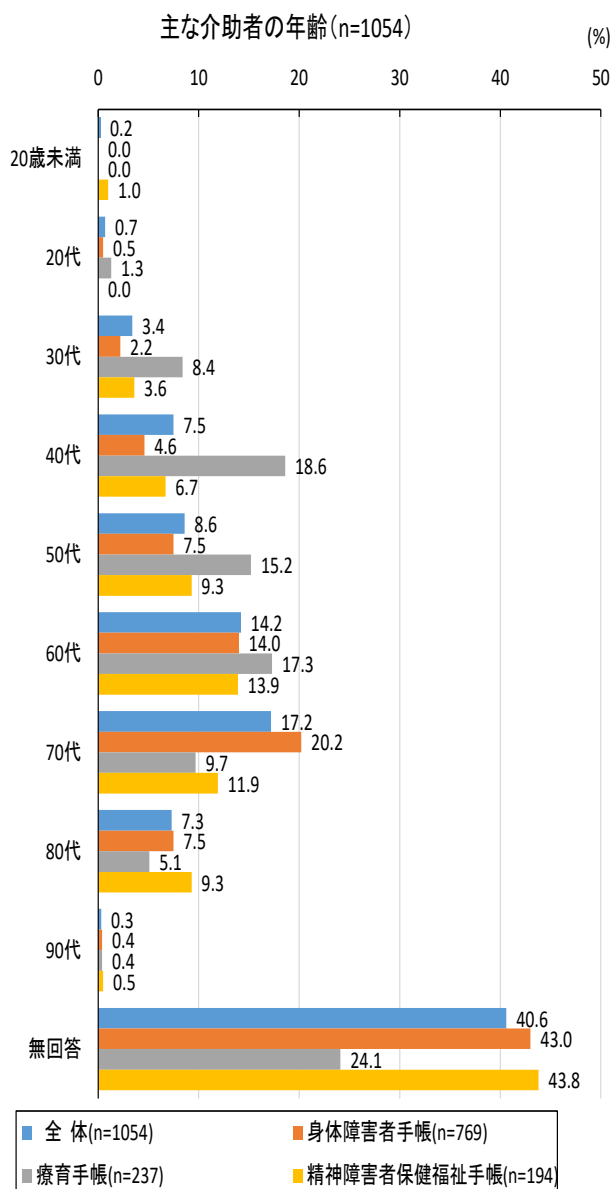


⑩ 主に介助しているご家族について

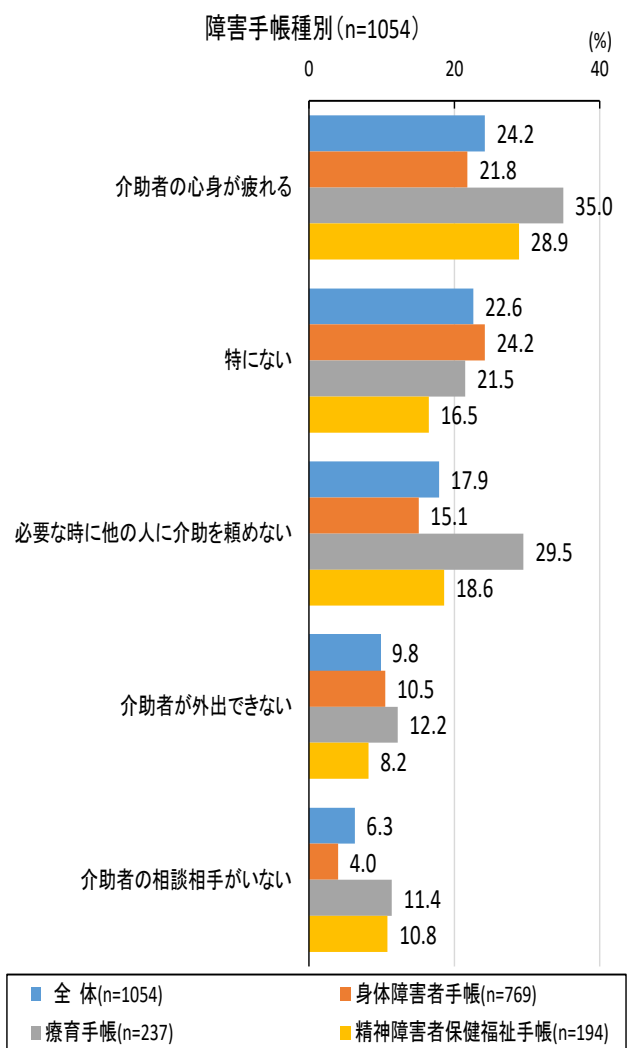
主な介助者の年齢については、身体障がいのある人は「70代」、知的障がいのある人は「40代」、精神障がいのある人は「60代」が最も高くなっています。

また、介助者が大変だと思うことについては、身体障がいのある人は「特にない」が最も高く、知的障がいのある人、精神障がいのある人については、「介助者の心身が疲れる」が最も高くなっています。

主な介助者の年齢



介助者が大変だと思うこと



基本構想

第2章

1. 計画の基本的な考え方

(1)計画の基本理念

住み慣れた地域で生きがいを持って生活していくために、障がいのある人もない人も誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現

「第4期古賀市障がい者基本計画」は、前計画の基本理念を継承し、「出会いから 支えあい 分かちあい つながりあい」を合い言葉に、基本理念がめざす、誰もが「共に生きる」社会へ近づいていくよう取り組んでいきます。

《参考》

ユニバーサルデザイン 2020 行動計画（内閣府）※抜粋

過去において、障がいのある人が受けてきた差別、虐待、隔離、暴力、特別視は共生社会においてはあってはならないものである。また、障がいのある人はかわいそうであり、一方的に助けられるべき存在といったステレオタイプの理解も誤りである。障がいのある人もない人も基本的人権を享有し、スポーツ活動や文化活動を含め社会生活を営む存在である。障がいの有無にかかわらず、すべての人が助け合い、共に生きていく社会を実現するということは、人々の生活や心において「障がい者」という区切りがなくなることを意味する。

そのためには、まず、障害者権利条約の理念を踏まえ、すべての人々が、障がいのある人に対する差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底していくことが必須である。

その上で、「障がい」は個人の心身機能の障がいと社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務である、という「障がいの社会モデル」をすべての人が理解し、それを自らの意識に反映させ、具体的な行動を変えていくことで、社会全体の人々の心の在り方を変えていくことが重要である。

(2) 計画の基本方針

基本目標 1 障がいの理解促進と権利擁護の推進

共生社会の実現のためには、障がいのある人を地域社会の一員として社会のあらゆる分野の活動に参加する「権利の主体」として捉え、市民の誰もが共に暮らせる地域づくりを進める必要があります。

障がい及び障がいのある人に対する理解と、その基本的人権の尊重は、全ての施策の根幹を成すものであり、これらへの理解を深めていくとともに、障がいのある人への差別や虐待の防止・解消に取り組むことで、障がいのある人の「地域で共に暮らす権利」が尊重される地域づくりを進めます。

基本目標 2 安心・安全な地域生活の実現

障がいのある人やその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らせるようなまちづくりをめざし、相談事業の充実や、ライフステージやニーズに応じた障がい福祉サービスの提供を進めるとともに、福祉・介護・医療・地域自治等の多様な機関の連携を強化し、さまざまな困りごとにも包括的に対応できるような支援体制の整備を図ります。

あわせて、共生社会の実現に向け、子どもの頃から障がいの有無にかかわらず、可能な限り全ての子どもが共に教育を受けることができるよう、インクルーシブ教育をさらに推進するとともに、近年増加している医療的ケアが必要な子どもやその家族に対しても支援を行っていきます。

また、近年の大規模な災害等の教訓を踏まえ、障がいのある人が安全かつ迅速に避難することができる仕組みづくりなど、発災時に、障がいのある人の命を守ることができるよう取り組んでいきます。

基本目標3 社会参加の促進

障がいに関係なく、誰もが社会を構成する一員として、社会活動に参加し自己実現が可能な地域づくりが求められており、就労、スポーツ、文化芸術活動などのさまざまな活動において、障がいのある人も障がいのない人も、さまざまな可能性の中から自分らしい生き方を選択できるよう支援することが必要です。

「働く」ということは、社会参加の機会となることに加え、自立や生活の安定にもつながることから、就労に対する意欲の向上や、雇用前から雇用後の定着支援、企業における障がいの理解の促進など、関係機関が連携しながら、障がいのある人の就労の促進を図っていきます。福祉的就労についても、同様に「働く」場、社会参加の機会としてその充実を促進します。

また、障がいのある人が地域で暮らしていくときに、障がい当事者同士やその家族同士のつながりあい、障がいのある人やその家族にとって、心の支えや社会参加のきっかけになる重要なものであることを踏まえ、その出会いの場、交流の機会の提供に努めます。

あわせて、障がいのある人の文化芸術活動や障がい者スポーツへの理解促進を図るとともに、誰もが文化芸術活動やスポーツに参加できる機会づくりを進め、障がいのある人も障がいのない人も生きがいを持って暮らせる地域をめざします。

(3) 計画の体系

基本方針

誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現
住み慣れた地域で生きがいを持って生活していくために、障がいのある人もない人も

基本目標・基本施策

基本目標 1 障がいの理解促進と権利擁護の推進

基本施策 1. 障がいの理解促進と権利擁護の推進

- (1) 障がいの理解促進と障がいを理由とする差別解消の推進
- (2) 行政等における配慮の充実
- (3) 成年後見制度等の権利擁護事業の利用支援
- (4) 障がい者虐待の防止

基本目標 2 安心・安全な地域生活の実現

基本施策 1. 地域生活の支援の充実

- (1) 障がい福祉サービス等の充実と質の向上
- (2) 意思決定・意思疎通支援の充実
- (3) 保健・医療の充実
- (4) 地域における支援体制づくり

基本施策 2. 障がいのある子どもへの支援

- (1) 障がいの早期発見・早期支援
- (2) インクルーシブ教育の推進
- (3) 障がいのある子どもの支援体制の充実

基本施策 3. 安心・安全な環境づくり

- (1) 防災・災害時の支援体制の充実
- (2) 防犯対策や消費者トラブル防止の推進
- (3) 障がいのある人に配慮したまちづくり

基本施策 4. 相談支援体制の充実

- (1) ニーズに応じた相談支援の提供
- (2) 包括的な相談支援体制の構築

基本目標 3 社会参加の促進

基本施策 1. 雇用・就労の促進

- (1) 障がい者雇用の促進
- (2) 総合的な就労支援
- (3) 福祉的就労の充実

基本施策 2. 交流活動及び文化芸術活動・スポーツ等の促進

- (1) 交流活動の促進
- (2) 文化芸術活動・スポーツの促進
- (3) 読書環境の整備

基本計画

第3章

基本目標1 障がいの理解促進と権利擁護の推進

基本施策（1）障がいの理解促進と権利擁護の推進

●障がいを理由とする差別の解消の推進と合理的配慮の提供

アンケートにおいて、「障がいを理由とした差別や嫌な思いをしたことがありますか」という設問に対し、「ある」「少しある」と回答された方の割合は、31.2%となっています。前回調査時（平成 26 年。以下同じ。）と比較すると減少してはいますが、依然として差別を受けたと感じている方が多く、今後さらに、障がい及び障がいのある人に対する理解と認識を深める取組が必要です。

また、「障がいを理由とした差別や嫌な思いをしたことがある」と回答された方の障がい種別ごとの割合は、身体障がいのある人が 23.3%であったのに対し、知的障がいのある人 44.8%、精神障がいのある人 47.0%と、知的障がい・精神障がいのある人の割合が高くなっており、本市においては、今後は特に、知的障がい、精神障がいについての理解促進が課題と言えます。

共生社会の実現をめざし、障がいについての正しい理解を促進するとともに、障害者差別解消法を踏まえ、障がいのある人に対する差別の解消や合理的配慮の提供を推進します。

●障がいのある人の権利を守る取組・虐待防止

障がいなどにより判断能力が十分でない人の権利を守るための制度として「成年後見制度」がありますが、アンケートの結果において「名前も内容も知らない」「名前は聞いたことがあるが、制度の内容は知らない」と答えた方は 69.5%で、前回調査時とほとんど変わっていませんでした。

障がいのある人の権利・利益を保護するため、「成年後見制度」や市社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業などの制度・事業について、今後も周知及び利用促進に取り組めます。

また、障害者虐待防止法に基づき、障がいのある人への身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放棄・放任、経済的虐待の全ての虐待を未然に防ぐための取組を行うとともに、虐待が発生した場合には迅速に対応し、適切な支援を行います。障がいのある人への虐待では、虐待をしている側にも支援が必要な場合が少なくないことから、虐待の被害者と加害者の双方の支援を行い、再発の防止に努めます。

施策の方向

① 障がいの理解促進と障がいを理由とする差別解消の推進

障がいについての正しい知識や「心のバリアフリー」の理念、障がいを理由とする差別への「気付き」とその解消、合理的配慮の提供等について、広く周知・啓発を行うとともに、学齢期から人権尊重意識を高めるよう取り組んでいきます。取組の推進に当たっては、実体験の機会の提供に努めます。

- ・「広報こが」や古賀市公式HP等を利用した啓発
- ・障がいのある人の人権に関する学習や取組の実施
- ・まちづくり出前講座の充実
- ・学校教育における人権尊重の意識の育成
- ・障がいについての学びの機会に関する情報提供

② 行政等における配慮の充実

さまざまな障がいの特性により、意思疎通や情報の取得、行政の手続き等が困難な人に対して、それぞれの障がいの特性を理解し、必要な配慮の提供に努めます。

- ・市の行政手続きや情報提供、事業実施における障がい者への配慮の充実
- ・選挙における投票所のバリアフリー化等の障がいのある人への配慮の充実
- ・市職員の障がい理解の促進

③ 成年後見制度等の権利擁護事業の利用支援

判断能力が不十分なため契約や金銭管理が困難な障がい者が、地域で安心して生活することができるよう、成年後見制度等の利用を支援します。

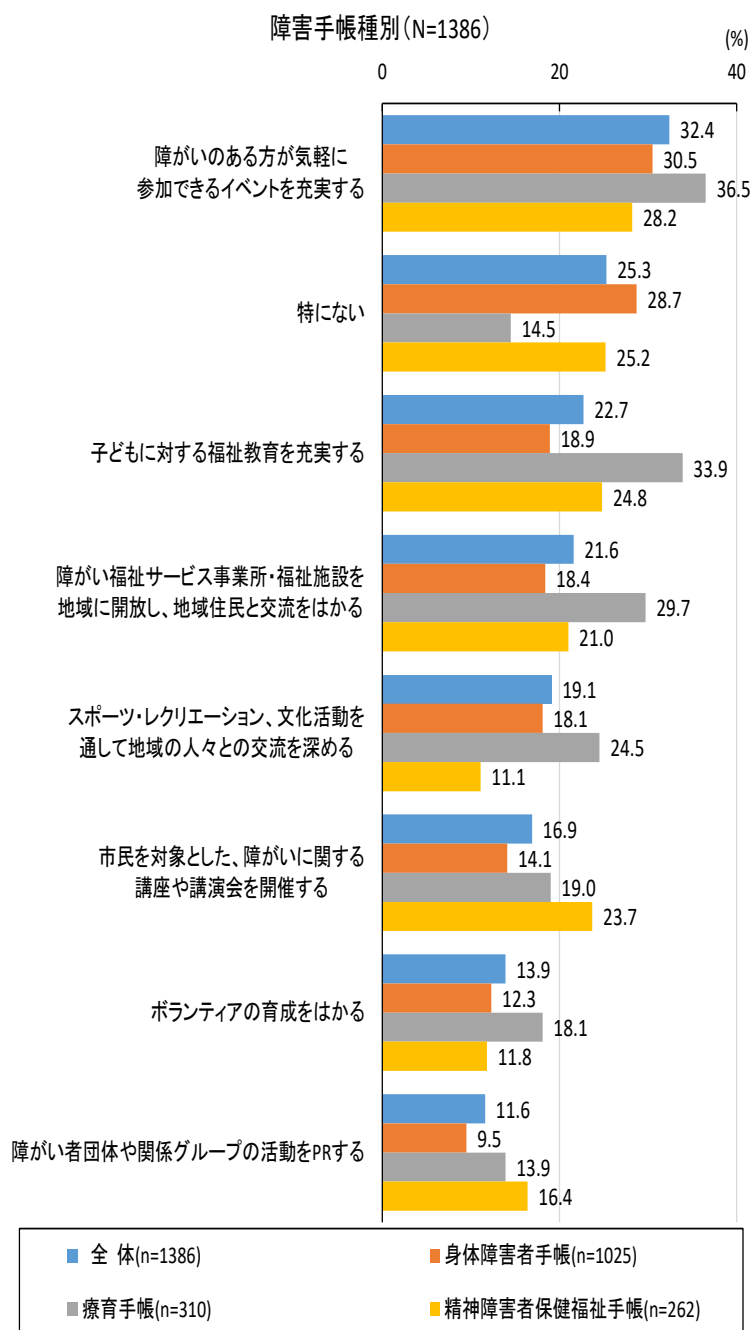
- ・成年後見制度等の権利擁護を目的とした制度や事業の周知
- ・市民後見人等による身近な地域での後見活動の支援
- ・市社会福祉協議会が行う権利擁護事業への支援

④ 障がいのある人への虐待の防止

古賀市障がい者虐待防止センター「咲」を中心に、関係機関の連携により虐待への適切な対応・支援を行います。また、障がいのある人への虐待を未然に防ぐため、啓発等の取組を行います。

- ・虐待に関する相談支援
- ・「咲」による虐待への適切な対応・支援の実施
- ・虐待の防止のための啓発・研修の実施

障がいに対する理解を深める
ために必要だと思うこと



基本目標2 安心・安全な地域生活の実現

基本施策（1）地域生活の支援の充実

●障がいのある人のライフステージに添った支援

障がいのある人が人生を通して直面する課題は移り変わり、本人やその家族のニーズも変化していきます。それぞれの障がいの特性や生活のしづらさに応じて、各種障がい福祉サービスや手当を支給するとともに、居住支援にも取り組み、障がいのある人の自立の助長とその家族の負担や不安の軽減を図ります。このときに、自ら意志を決定すること及び表明することが困難な人に対しては、本人の自己決定を尊重する観点から、必要な意思決定や意思疎通の支援が行われ、本人にとって適切なサービス等が利用できるよう取り組んでいきます。

また、障がいのある人が高齢となったときも、本人の状況に適した支援が受けられるよう、介護保険サービス及び障がい福祉サービスその他必要なサービス間の調整を図るとともに、障がい福祉サービスから介護保険サービス等への移行が円滑に行われるよう支援します。

●保健・医療の充実

身体障がいや精神障がいについては、その原因が生活習慣に起因する疾病や、社会生活におけるストレスなどの場合もあることから、生活習慣病や依存症、こころの健康づくりなどへの理解促進を図り、障がいの原因となる疾病の予防、早期発見に努める必要があります。また、精神障がいのある人や医療的ケアが必要な人など、障がいのある人が、地域で安心して暮らせるよう、医療機関や保健所等との連携を図っていきます。

●包括的な支援体制の整備

本市では、「こまったときはお互いさま たより合えるまち」をめざして、「古賀市地域福祉計画」に基づき、地域福祉の推進に取り組んでいます。隣近所や自治会、小学校区等、互いの顔が見えるところで、困ったときに助け合える体制があると、障がいのある人も地域で安心して暮らすことができることから、身近な地域での「互助・共助」の充実をめざし、地域における繋がりづくりや支え合いを促進していきます。

また、そうした地域の「互助・共助」や、障がい福祉、介護、医療、就労、教育等、さまざまな機関の支援を組み合わせることにより、包括的にその暮らしを支えていける体制づくりを進めていきます。

施策の方向

① 障がい福祉サービス等の充実と質の向上

障がいのある人の特性やニーズ、介護者の状況等に応じ、各種障がい福祉サービスを適切に支給するとともに、サービスの質の向上を図ります。

- ・個々の状況に応じた障がい福祉サービスの提供及び必要な情報の周知
- ・障がい福祉サービスの質の向上を目指した研修会等の実施
- ・居住支援の充実

② 意思決定・意思疎通支援の充実

知的障がいや、聴覚障がいなどの障がい特性により、意思決定や意思疎通が困難な人に対して、意思決定から意思疎通までの支援が適切に行なわれるよう努めます。

- ・「意思決定支援ガイドライン」等の周知
- ・障がい特性に応じたコミュニケーション手法の周知
- ・手話通訳者や要約筆記者の派遣等の実施
- ・手話通訳者等の人材育成・確保

③ 保健・医療の充実

障がいの原因となる疾病の予防、早期発見・早期治療の推進に努めるとともに、医療機関や保健所等との連携を図ります。

- ・各種健診を通じた障がいの原因となる疾病の早期発見・早期治療の推進
- ・生活習慣病予防やこころの健康づくりに関する情報提供・啓発の実施
- ・医療機関や保健所等との連携推進
- ・難病患者に対する相談支援に関する情報提供
- ・地域医療体制の充実

④ 地域における支援体制づくり

「古賀市地域福祉計画」に基づき、地域住民による支え合い機能の充実を図るとともに、福祉、医療、保健その他関係機関が連携し、障がいのある人の地域生活を包括的に支援していくよう努めます。

- ・民生委員・児童委員やボランティアなどによる地域における見守り・支援の充実
- ・多機関の協働による支援体制の構築

基本施策（２） 障がいのある子どもへの支援

国では、障がいの有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現に向け、可能な限り全ての子どもが共に教育を受けることのできる仕組みの整備が進められています。市においても、子どもたちが持っている能力を最大限に伸ばし、将来社会の中で生き生きと希望に満ちた生活を送ることができるよう、一人ひとりの障がいの種別・程度、能力・適性等を考慮し、適切な教育を通して、必要な支援を行っていくことが重要です。

また、子どもの障がいの早期発見に努め、相談や療育等の必要な支援を提供するとともに、近年増えている医療的ケアが必要な子どもについても、その家族を含め、ニーズに応じた支援を行っていきます。

家庭、保育所・幼稚園から学校へと、子どもが育っていく環境や制度が移り変わっていくなか、その過程を通じて切れめのない支援ができるよう、関係機関が連携し、取り組んでいきます。

施策の方向

① 障がいの早期発見・早期支援

妊婦や乳幼児を対象とした健康診査において、障がいの早期発見に努めるとともに、発達が気になる幼児に対し、発育・発達の支援を行います。

- ・妊婦健診の実施による産まれる前からのリスク軽減及びすこやかな発育、発達の支援
- ・障がいの早期発見を視野に入れた健診の実施
- ・「こども発達ルーム」における相談・療育の充実

② インクルーシブ教育の推進

障がいのある子どもが住み慣れた地域で、それぞれのニーズに合った適切な教育を受けることができるような環境づくりを進めます。

- ・多様な学びの場（通常学級、通級指導教室、特別支援教室）の環境整備
- ・専門性のある相談員等の人的配置の充実

③ 障がいのある子どもの支援体制の充実

障がいのある子どもが、将来を見据えた一貫した支援を受けることができるように、教育、保健、福祉、医療等の専門機関が連携し、支援を行います。また、医療的ケアが必要な子どもへの支援を行います。

- ・乳幼児期から学校卒業までの切れめのない情報提供や相談等の支援
- ・就学相談や就学支援の充実
- ・支援に関わる関係機関相互の連携
- ・医療的ケアが必要な障がい児への支援

基本施策（3）安心・安全な環境づくり

近年、風水害において甚大化や発生回数の増加が懸念されており、災害時に市民の生命を守るため、災害想定に即した体制整備が引き続き求められます。特に障がいのある人にとっては、迅速な情報の伝達や適切な避難支援が望まれるほか、避難所等における必要な支援や配慮の提供も求められます。

災害時には、行政が全てにおいて対応することは困難であることが想定されるため、家族や地域、障がい福祉サービス事業所等が普段から話し合い、適切に対応できるような体制整備を促していきます。また、災害に備え、近隣住民とのコミュニケーションを図る、避難所等や避難経路を確認する、食料や水、必要な装具等を備蓄するなどの事前準備をよびかけることで、地域住民や障がいのある人とその家族の防災意識の向上を図ります。

あわせて、消費者トラブルの防止や、障がいのある人に配慮した公共施設の整備、新たな感染症等への対応に取り組み、障がいのある人が安心・安全に暮らせるまちづくりを進めます。

施策の方向

① 防災・災害時の支援体制の充実

避難に支援が必要な障がいのある人が、速やかに避難できる体制づくりを進めるとともに、避難所において必要な配慮を提供できるよう努めます。また、障がいのある人やその家族の防災意識の向上を図ります。

- ・災害への備えに関する啓発や訓練の実施
- ・古賀市避難行動要支援者避難支援プランに基づく支援体制の構築
- ・避難所等における必要な支援や配慮の提供

② 防犯対策や消費者トラブル防止の推進

警察などの関係機関と地域や障がい者団体、障がい福祉サービス事業所等と連携し、犯罪被害や悪徳商法などの消費者トラブルの防止に努めます。

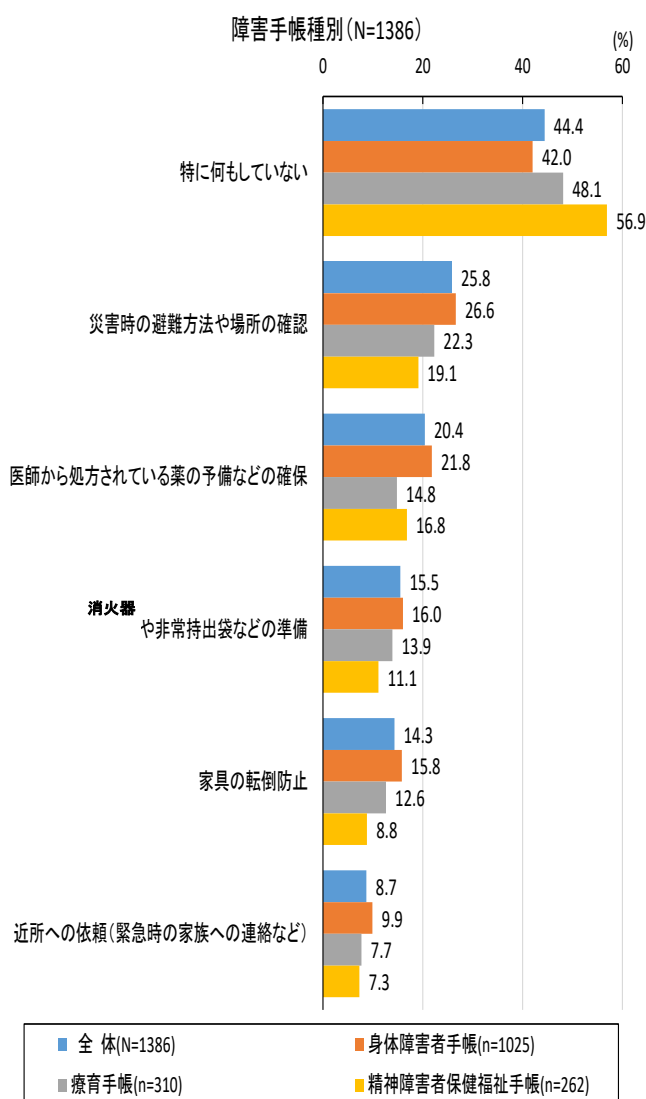
- ・犯罪被害や消費者トラブルに関する情報共有・啓発

③ 障がいのある人に配慮したまちづくり

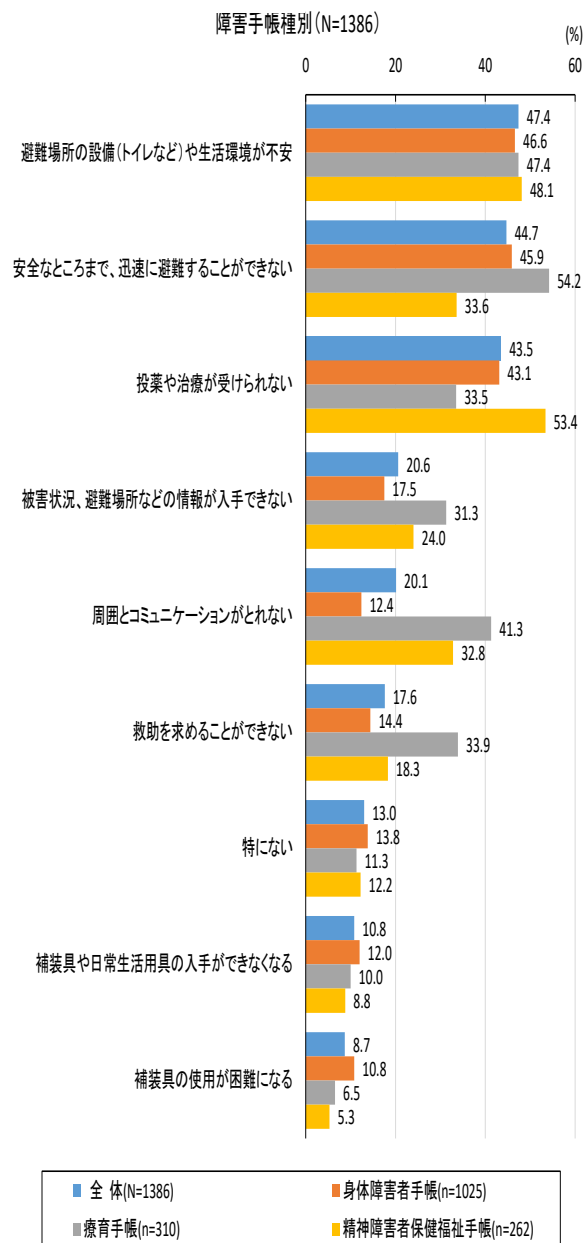
「福岡県福祉のまちづくり条例」等に基づき、障がいのある人に配慮したまちづくりを推進します。

- ・障がいのある人に配慮した道路その他公共施設の整備

災害への備えについて



災害時に困ること



基本施策（４）相談支援体制の充実

アンケートにおいて、障がいのある人にとって住みよいまちをつくるために必要なことについて、「何でも相談できる窓口をつくる」と回答された方がどの障がい種別においても最も多く、半数を超えていました。

このことを踏まえ、障がいのある人やその家族などが、その人の実情に合った相談や情報の提供を、身近なところで気軽に受けられるよう、古賀市障がい者生活支援センター「咲」を中心に、関係機関との連携を図りながら、引き続き相談支援を行っていくとともに、各種相談支援窓口の周知に努めます。

また、現在、「咲」での相談支援のほか、精神障がいを専門とした「みどり」における相談支援、ピアカウンセリング（障がい当事者による相談支援）を行っていますが、今後も障がいのある人のニーズをとらえた相談支援を行っていく必要があります。

さらに、個人や世帯単位で、障がいに関するだけでなく、高齢者介護や経済的困窮などの複数分野の課題を抱えている状況もみられるため、多様な生活課題を抱えている場合には、多分野が連携して包括的に支援することができるよう、「古賀市地域福祉計画」に基づき、包括的な相談支援体制づくりにも取り組み、障がいのある人とその家族の相談支援体制の充実を図っていきます。

施策の方向

① ニーズに応じた相談支援の提供

障がいのある人のさまざまなニーズに応じた相談支援を行うとともに、市や市以外の機関が行う相談事業の周知に努めます。

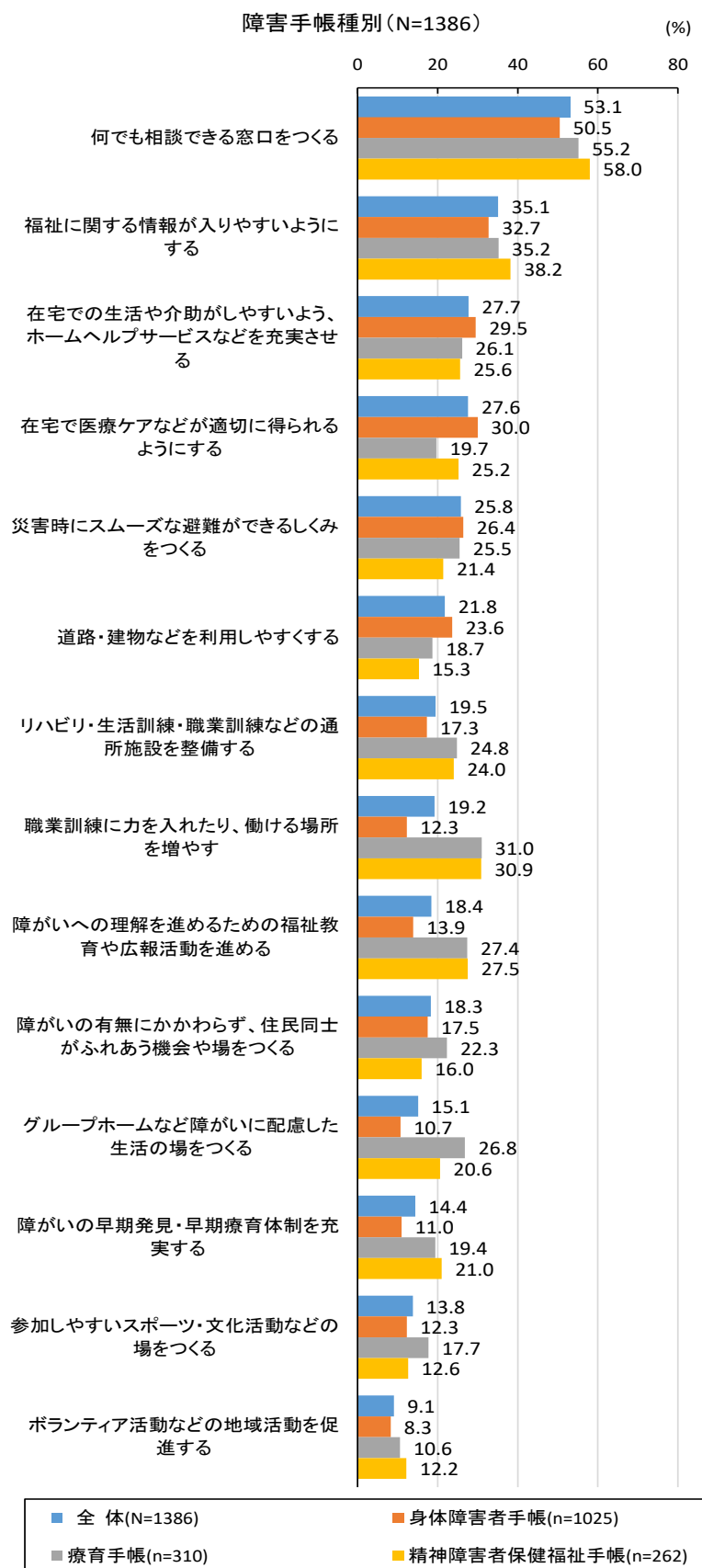
- ・障がい者生活支援センター「咲」における相談支援
- ・精神障がいを専門とした「みどり」における相談支援
- ・障がい当事者やその家族によるピアカウンセリングの実施
- ・各種相談事業の情報収集・周知

② 包括的な相談支援体制の構築

複合的な課題について、多機関の協働による包括的な相談支援を行う体制づくりに取り組みます。

- ・包括的な相談窓口の設置
- ・自立支援協議会や障がい福祉サービス事業所等の関係機関の連携の充実

住みよいまちづくりに 必要なこと



基本目標 3 社会参加の促進

基本施策（1）雇用・就労の促進

アンケートにおいて、18歳から65歳未満の方のうち、収入を得る仕事をしていない方は53%でしたが、そのうちの37.6%の方、また、18歳未満の方の77.6%が、「今後収入を得る仕事をしたい」と回答しています。あわせて、今の生活における悩みごとについて、どの障がい種別においても「経済的なこと」が上位となっており、障がい者雇用の促進は、障がいのある人の社会参加のみならず、自立や生活の安定につながる重要な施策となっています。

本市では、福津市・古賀市・新宮町障害者自立支援ネットワーク会議の中の組織のひとつである「就労部会」において、就労支援系のサービスを行う障がい福祉サービス事業所や相談支援事業所、大学、行政等が連携し、障がいのある人を対象とした「職場体験事業」や「模擬合同面接会」、支援者のスキルアップのためのセミナー等、障がいのある人の雇用・就労の促進をめざした事業を企画し、実施してきました。

今後も、この「就労部会」を核に、就労に対する意欲の向上や体験・訓練の機会の拡充、雇用の場の開拓などについて、障がいのある人や企業のニーズを捉えながら、さらに取組を進めていきます。

また、就労継続支援事業所等における福祉的就労についても、適切な工賃が確保できるように引き続き支援していきます。

施策の方向

① 障がい者雇用の促進

障がい者雇用への不安を解消し、雇用を促進するため、関係機関が連携して、企業等に対してアプローチします。

- ・就労部会によるニーズを捉えた雇用促進事業の実施
- ・ハローワークや「ちどり」等と連携した雇用促進事業の実施
- ・企業における障がい理解の推進
- ・農業分野での障がい者の就労その他多様な働き方の支援

② 総合的な就労支援

関係機関が連携して、就労に対する意欲の向上や、雇用前から雇用後の定着支援まで、障がいのある人のニーズに合わせた支援を行います。

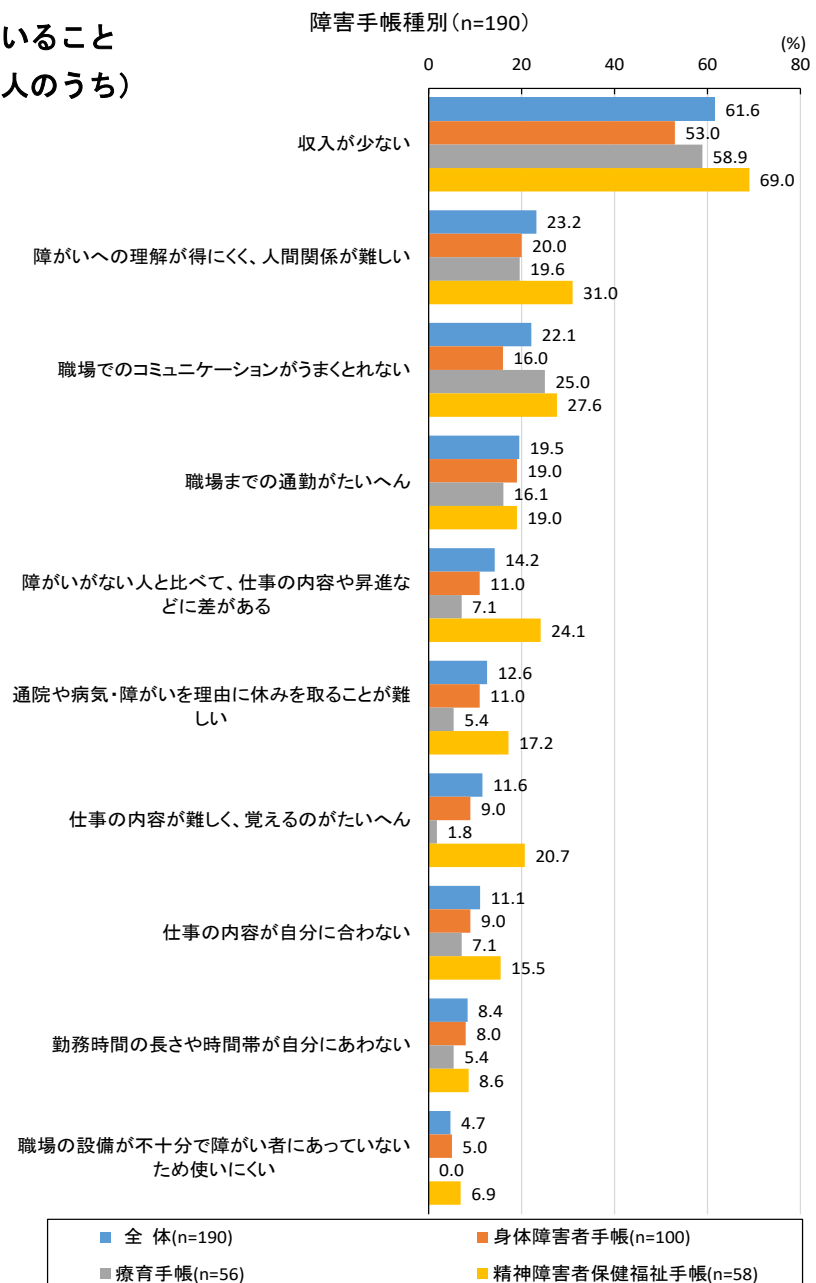
- ・就労に関する情報の提供・相談支援
- ・職場体験その他就労部会によるニーズを捉えた就労支援事業の実施
- ・障がいがありひきこもりとなっている方への段階的な就労支援
- ・就労移行支援、就労定着支援サービスの利用促進

③ 福祉的就労の充実

一般就労が困難であっても、福祉的就労の場において社会参加の機会の確保に努めるとともに、福祉的就労における賃金の向上を図ります。

- ・まごころ商品等の販路拡大及び販売訓練の機会の充実
- ・地域にある仕事や就労継続支援事業所の請負先の開拓
- ・障害者優先調達推進法の趣旨を踏まえた優先調達の推進

仕事上の悩み・困っていること (現在仕事をしている人のうち)



基本施策（2）交流活動及び文化芸術活動・スポーツ等の促進

アンケートにおいて、今後したい余暇活動について、「スポーツやレクリエーション」と回答された方が 23.9%、「趣味などのサークル活動」と回答された方が 23.1%ありました。一方で、余暇活動等に参加するときのさまたげとして、「一緒に活動する友人・仲間がいない」と回答した方が 18.6%、「どのような活動が行われているか知らない」と回答された方が 17.3%、「気軽に参加できる活動が少ない」「参加したくなるようなものがない」と回答された方がそれぞれ 13.3%、13.1%でした。また、現在の悩みとして「趣味や生きがいを持つこと」と回答された方が 12.7%（18 歳から 64 歳未満では 21.1%）でした。

このことを踏まえ、障がいのある人が、生き生きと心豊かな人生を送ることができるよう、出会いの場づくりや、交流の機会づくりに取り組むとともに、文化芸術活動やスポーツに親しむことができる機会の提供に努めます。

また、障がいのある人の学習活動の促進・充実をめざし、令和元年6月に施行された「読書バリアフリー法」を踏まえ、読書環境の整備にも取り組んでいきます。

施策の方向

① 交流活動の促進

障がいのある人の出会いの場づくり、交流活動の支援を行うとともに、関係機関と連携しながらさまざまな事業と協働することで、交流の輪が広がるよう取り組みます。

- ・障がい者団体やボランティア団体の情報収集・情報提供
- ・勉強会や交流会等の出会いの場・交流の機会の提供
- ・市障がい者生活支援センター「咲」の多目的スペースの活用促進

② 文化芸術活動・スポーツの促進

障がいのある人が地域において文化芸術活動やスポーツに親しむことができる機会をつくります。

- ・文化芸術活動の場の提供や発表、鑑賞の機会の充実
- ・スポーツに親しむ機会の充実
- ・障がい者スポーツの普及・啓発
- ・文化芸術活動やスポーツに関する情報提供

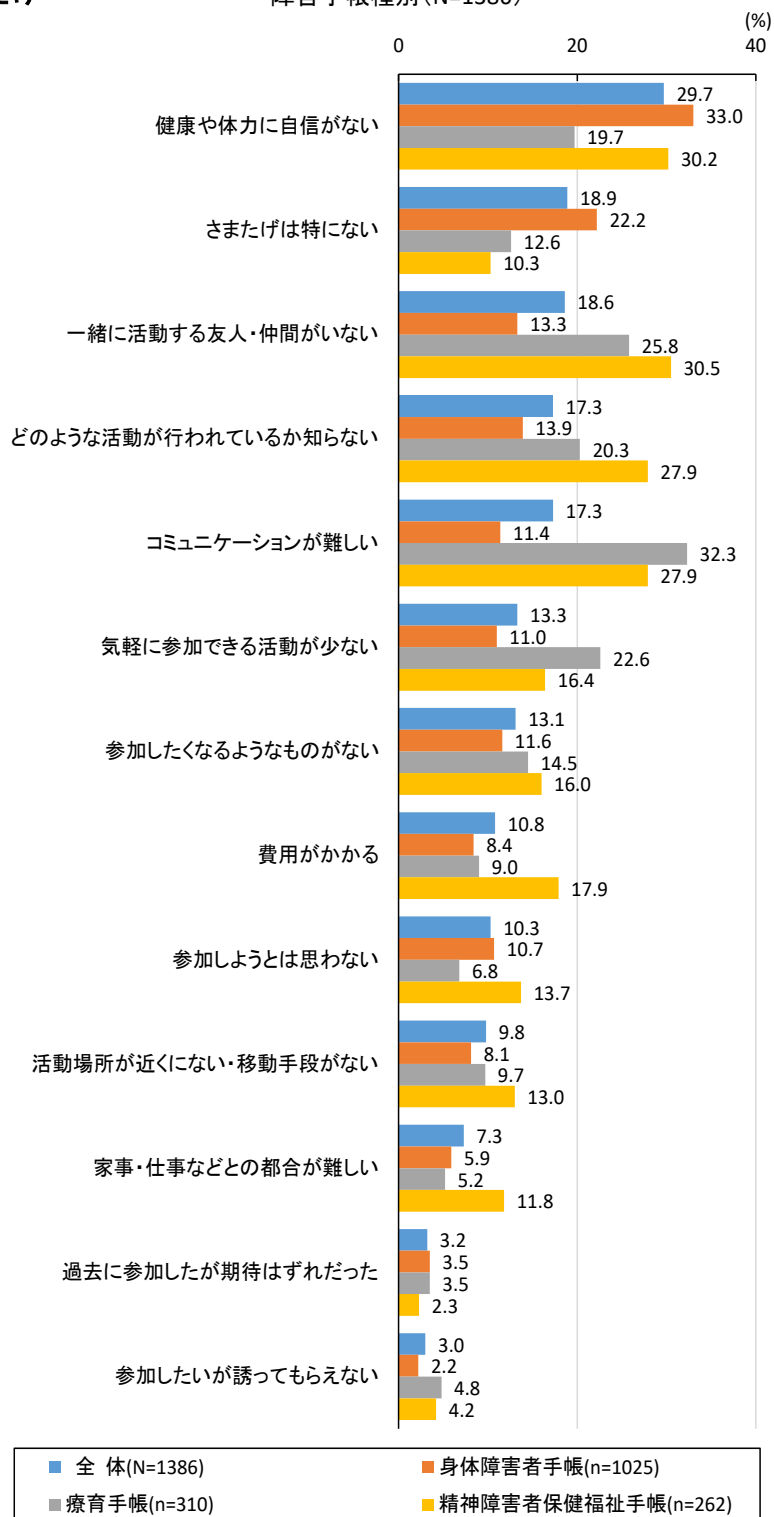
③ 読書環境の整備

読書バリアフリー法を踏まえ、障がいのある人の読書環境の整備を推進します。

- ・市立図書館における読書環境の整備
- ・日常生活用具給付事業による読書支援用具の給付

余暇活動等の参加のさまたげ

障害手帳種別(N=1386)



資料編

1. 古賀市障害者施策推進協議会委員

(50 音順)

	氏 名	所 属 等
1	占部 幸子	医療法人恵愛会 地域活動支援センター「みどり」施設長
2	大塚 純一	おおつか小児科・アレルギー科クリニック 院長
3	緒方 健	福岡県粕屋保健福祉事務所 社会福祉課長
4	小口 純子	市民
5	加藤 伊知郎	古賀市社会福祉協議会 事業課長
6	川島 香代子	ネットワークこだま 会長
7	北崎 文隆	市民
8	藤井 博文	古賀市商工会
9	堀内 孝一	古賀特別支援学校 校長
10	松崎 美恵子	古賀市民生委員・児童委員協議会
11	三島 徳雄	福岡聖恵病院 副院長
12	三苫 卓巳	社会福祉法人福岡コロニー
13	山崎 不二子（会長）	福岡女学院看護大学 教授
14	山下 悦子	古賀市障がい児・者親の会
15	山下 実夫	古賀市身体障害者福祉協会 会長

(第8期任期：令和2年5月1日～令和5年4月30日)

2. 計画策定経過

日 程	会議名	内 容
令和2年 10月2日	第1回 障害者施策推進協議会	○第3期障がい者基本計画の進捗状況について ○アンケート結果について
11月16日	第2回 障害者施策推進協議会	○第4期障がい者基本計画（案）の検討
12月16日	第3回 障害者施策推進協議会	○第4期障がい者基本計画（案）の検討 ○第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（案）の検討
令和3年 1月25日	第4回 障害者施策推進協議会	○第4期障がい者基本計画（案）の検討 ○第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（案）の検討
2月2日 ～3月3日	パブリック・コメント	
3月	第5回 障害者施策推進協議会 （仮）	

3. 用語解説

ア行

【意思決定支援ガイドライン】

正式には、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」という。障がい福祉サービスの提供に関わる主体等が、障がい者の意思決定の重要性を認識した上で、必要な対応を実施できるようにするとともに、成年後見制度の適切な利用を促進することを目的に、意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセス、留意点等を取りまとめたもの。

【インクルーシブ教育】

人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に教育を受けること。

カ行

【共生社会】

「共生」はもともと生物学の「symbiosis」の訳語で、「2種類の生物が互いに利益を交換しあって生活する相利共生」を意味し、これを現在社会にあてはめて、社会の中で様々な人間が、お互いに相互補完関係を築きながら一緒に生活していく社会。

【古賀市地域福祉計画】

地域福祉の推進を目的に、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得ながら、地域生活課題を明らかにし、その解決に向けた施策や体制などに取り組むための総括的な計画。

【古賀市避難行動要支援者避難支援プラン】

古賀市地域防災計画に基づき、災害時に自力で避難することが困難な高齢者、障がい者等の要支援者が、安全かつ確実に避難できるよう、地域において情報伝達・避難誘導等の避難支援を受けられる体制を整備し、要支援者が安心して暮らすことのできる地域社会を形成することを目的とした計画。

サ行

【就労移行支援】

障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスのひとつ。一般企業への就労を希望する人に生産活動、職場体験等の活動機会の提供、その他就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練等の支援を行うもの。

【就労定着支援】

障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスのひとつ。一般就労へ移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問等により必要な連絡調整や指導・助言等を行うもの。

【障害者権利条約】

正式には、「障害者の権利に関する条約」という。日本では、平成 26 年 1 月国会承認を経て、批准され、障がい者の人権・基本的自由の享有の確保、障がい者の固有の尊厳の尊重の促進を目的に、障がい者の権利の実現のための措置等を規定。

【障害者雇用促進法】

正式には、「障害者の雇用の促進等に関する法律」という。雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止及び障がい者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置(合理的配慮の提供義務)を定める。

【障害者虐待防止法】

正式には、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」という。国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等、使用者などに障がい者虐待の防止等のための責務を課すとともに、障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対する通報義務を課すなどを目的とし、平成 24 年 10 月より施行。

【障害者就業・生活支援センター】

障がい者の雇用の促進と就業生活の安定を図るため、就職を希望する障がい者や在業中の障がい者が抱える課題に対応し、ハローワーク、福祉施設、特別支援学校等と協力して障がいのある人の就業面と生活面を一体的に支援することを目的とした事業。現在福岡県内には、7ヶ所あり、古賀市内では「ちどり」がある。

【障害者生活支援センター】

在宅の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者及び障がい児並びにその家族に対し、相談支援を行なうセンター。相談に応じながら福祉サービスの利用援助、ピアカウンセリング及び情報提供等を行い、障がい者の自立と社会参加、地域生活を支援する機関。古賀市では障害者生活支援センター「咲」を平成 17 年に「なのみの里」内に開設し、平成 20 年 1 月、五楽保育所跡地に移転設置している。

【障害者総合支援法】

正式には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」という。これまでの「障害者自立支援法」を平成 25 年度より「障害者総合支援法」とするとともに、障がい者の定義に難病等を追加し、重度訪問介護の対象者の拡大やケアホームのグルー

プホームへの一元化などが実施される。障害福祉サービスは、この法により提供され、障がい者の障がい程度や勘案すべき事項(社会活動や介護者、居住の状況等)を踏まえて支給決定を行う「自立支援給付」と、地域における社会資源やニーズ等に応じ、市町村の創意工夫により実施する「地域生活支援事業」に大別される。

【障害者優先調達推進法】

正式には、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」という。国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障がい者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るため、平成 25 年度から施行されている。

【身体障害者手帳】

身体障害者福祉法に規定された更生養護を受ける者であることを証する手帳。同法第 15 条に基づき、医師の診断書を添付し、市町村が申請窓口になり、都道府県が判定し、手帳交付を行う。対象とされる障がいは、視覚、聴覚等、音声言語等、内部機能(心臓、腎臓等)、肢体不自由であり、状態に応じて 1～6 級の等級が定められる。

【精神障害者保健福祉手帳】

精神疾患を有する人のうち、精神障がいのため長期にわたって日常生活や社会生活上の制約がある人を対象に、精神障がい者の社会復帰の促進及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として交付される手帳。障がいの程度により、1～3 級とし、2 年ごとに精神障がいの状況について、都道府県知事の認定を受ける。

【成年後見人制度】

判断力が不十分な成年者(認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等)を保護するための制度であり、家庭裁判所が選任した成年後見人等または任意後見契約に基づく任意後見人が、本人に代わって意思決定するもので、財産管理をはじめ生活全般にわたる法律行為を行うもの。

タ行

【読書バリアフリー法】

正式には、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」という。障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的に、基本理念、国と地方公共団体の責務、基本的施策などを定める。

ナ行

【日常生活用具給付事業】

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業のひとつ。在宅の障がい者に対して、日常生活用具を給付する事業。

ハ行

【バリアフリー】

障がいがある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で使用され、段差等の物理的障壁の除去を言うことが多いが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

【ピアカウンセリング】

障がいのある人が自ら体験に基づいて、障がいのある人の相談に応じ、問題の解決を図ること。障がいのある人が自らカウンセラーとなり、実際に社会生活上必要とされる心構えや生活能力の取得に対する個別的助言・指導を行う。

【福岡県福祉のまちづくり条例】

障がい者や高齢者をはじめ、県民が安全で快適に生活できる社会環境を目指して平成10年3月に制定された。障がい者や高齢者が円滑に生活できる生活関連施設の整備促進のため、県・市町村等の責務、整備基準の遵守等を定めている。

【福祉的就労】

授産施設や小規模作業所、共同作業所で働くこと。自立、更生を促進し、いきがいをつくることを目的としている。従来一般就労するための訓練の場であったが、一般就労が難しく長期的に利用している者も多い。一般企業における就労（一般就労）と異なり、雇用関係ではなく、ここで得られる授産工賃は、最低賃金の適用除外である。

【法定雇用率】

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれの規模や形態に応じて定められている割合（法定雇用率）に相当する数以上の障がい者を雇用しなければならないこととされている。

ラ行

【ライフステージ】

人が生まれてから死ぬまでの間に経験する乳幼児期、少年期、青年期、壮年期、老年期等の各段階のこと。

【療育手帳】

申請に基づき、児童相談所または障害者更生相談所において、知的障害者であると判定された者に対して交付する手帳のこと。知的障害児（者）に対する一貫した指導、相談を行うとともに、各種の援護措置を受けやすくすることを目的とした制度。

(参考)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第五条）

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（第六条）

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置（第七条—第十三条）

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置（第十四条—第二十条）

第五章 雑則（第二十一条—第二十四条）

第六章 罰則（第二十五条・第二十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。

四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。

イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち二の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

ハ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

ニ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

ヘ 会計検査院

五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。

イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）

ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。

七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(国民の責務)

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
- 二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かななければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置
(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない

者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

（国等職員対応要領）

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

- 2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

（地方公共団体等職員対応要領）

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めよう

とすることは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めるときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。

5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

（事業者のための対応指針）

第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（事業主による措置に関する特例）

第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）の定めるところによる。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

（相談及び紛争の防止等のための体制の整備）

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

（啓発活動）

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を

行うものとする。

（障害者差別解消支援地域協議会）

第十七条 国及び地方公共団体の機関であつて、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

二 学識経験者

三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

（協議会の事務等）

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第二項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由な

く、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(主務大臣)

第二十一条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

(地方公共団体が処理する事務)

第二十二条 第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第二十三条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十五条 第十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

第二条 政府は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第六条の規定に

より定められたものとみなす。

（国等職員対応要領に関する経過措置）

第三条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第九条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第九条の規定により定められたものとみなす。

（地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置）

第四条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第十条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第十条の規定により定められたものとみなす。

（対応指針に関する経過措置）

第五条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第十一条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第十一条の規定により定められたものとみなす。

（政令への委任）

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。